

○令和8年3月17日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後4時26分

○出席委員（15名）

委員長 塩尻英明
副委員長 中村みなこ
委員 横山啓一
委員 笠井まなみ
委員 上野和幸
委員 植木だいすけ
委員 たけいし よういち
委員 沼崎雅之

委員 品田ときえ
委員 中野ひろゆき
委員 えびな 安信
委員 石川厚子
委員 高見一典
委員 中村のりゆき
委員 松田卓也

○欠席委員（1名）

委員 菅原範明

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 高橋 ひでとし

○説明員

副市長 菅野直行
いじめ防止対策推進部長 石原伸広
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 鎌田博文
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 高嶋 絹華
子育て支援部長 向井泰子
子育て支援部子育て助成課長 田上裕隆
子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 島 要介
子育て支援部おやこ応援課長 柴田一彦
教育長 和田英邦
学校教育部長 坂本考生
学校教育部主幹 田村貴史
学校教育部学校施設課長 板東俊光

学校教育部学務課長 江 渕 賢 一
学校教育部学務課学校ICT担当課長 成 田 一 郎
学校教育部教職員課長 山 下 聡 司
学校教育部教職員課主幹 中 山 秀 則
学校教育部教育指導課長 工 藤 秀 敏
学校教育部教育指導課主幹 中 山 智 博
学校教育部学校保健課長 池 田 満 則
社会教育部長 田 村 司
社会教育部次長 松野郷 正文
社会教育部社会教育課主幹 前 川 典 宏
社会教育部文化振興課長 坂 本 剛

○事務局出席職員

議会事務局次長 林 上 敦 裕
議事調査課長補佐 小 川 智 之
議事調査課主査 信 濃 孝 美

議事調査課主査 岡 本 諭 志
議事調査課書記 桐 山 未 悠

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、菅原委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第18号、議案第20号、議案第35号ないし議案第38号の以上7件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○植木委員 皆さん、おはようございます。

旭川市民連合の植木だいすけです。

後半ということで、よろしくお願いいたします。

恒例のというか、困ったときの今日は何の日シリーズです。皆さん、もしかしたらこういう話をしたことある方がいるかもしれないんですけど、この記念日って、登録できるのって御存じですか。

日本記念日協会という団体さんがあって、そこに、こういう記念日をというふうに登録する、申請をする、そして、それが審査を受けて認められると記念日となるわけですね。認定されたという認定書みたいなものがただけて記念日となるんですけれども、それには申請に15万円もかかるということでもあります。商標とかに近いようなイメージもありますが、ただ、いろんな業界とかで登録することによって、この日はこうこうこの日ですよって、プロモーションとか、いろんな効果がありますよね。そういうことがありまして、記念日ということで、これ、登録料は15万円と言いましたが、4月1日から20万円に上がるそうですので、何かプランがある人は、今のうちに、ぜひ、まだ半月ありますので、取り組んでいただけたら。

旭川も、自治体でも何かそういうのもあるっていうのも面白いかなとか、旭川は、ビヨンド、何かいろいろとキャッチコピーとかにもなって、商標は独占するためのものですけど、記念日は皆さんによく使ってもらえるということができるので、またいいものかなと思います。

今日は何の日かという、いろいろある中で、みんなのSDGsの日だそうです。みんなのSDGs、開発目標が17あって、3月17日ということで、これは、日本記念日協会に登録した共同ピーアール株式会社さんということで、東京のほうのマーケティング会社さん、コンサルティング会社さんですかね、大きなところだそうです。

なので、SDGsを提唱しているところが名づけたわけではないので、そこは日本独特のものかなと思いますが、そういうことによって、また注目をしたりとか、話題になるということで、ままと話題になったわけですけども、でも、大事な、すごく、視点ですよ、SDGs。私なんかが言うことではないんですけども、やはり、その理念として、目標として、誰一人取り残さないという大きな目標があります。そして、17のいろんな目標がある中でも、インクルーシブな取組ということで、いろいろと該当するものが出てくるわけです。やはり、こういった福祉とか健康の

問題を考えるときってというのは、もし自分がその立場だったらということを常に意識していなければならない、ふだんからそういうことを意識していかなければならないなと思っています。

早速ですけども、今回、子育て支援部の新生児聴覚検査事業費、こちらについて、まず伺ってまいります。

4款1項1目、こちらの事業費につきまして、事業概要についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 新生児聴覚検査事業は、生まれつきの聴覚障害の早期発見、適切な支援を行い、音声言語発達への影響を最小限に抑えることを目的として実施するもので、検査は出産した医療機関等において実施され、その検査費用の一部を助成し、保護者の経済的負担軽減を行い、受検しやすい体制を整えるものでございます。

本市においては、令和5年4月1日より助成事業を開始しており、令和8年度は、助成額をこれまでの3千円から6千円に増額することとし、予算額は844万円を計上しております。その内訳といたしましては、検査の実施に係る医療機関への委託料として816万円、本市以外の医療機関等で検査を実施した場合の償還払いに係る補助金として24万円、そのほか、消耗印刷費と通信運搬費を合わせた4万円となっております。

○植木委員 概要をお聞かせいただきました。今までの3千円から6千円に増額したというのが大きなトピックかと思いますが、それぞれ、委託料ですとか、償還払いというワードもありましたけれども、そういった制度設計がされているということでありました。

そして、ちょっと順番が変わって、何で3千円だったのが6千円になったのかというところで、当然、そういった背景とかがあるかと思うんですけども、その根拠についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 本市の助成額につきましては、上川中部の周辺8町と比較し、低額であったことから、昨年7月に、旭川市医師会、旭川産婦人科医会、旭川小児科医会、旭川医科大学の耳鼻咽喉科・頭頸部外科、旭川市耳鼻咽喉科医会の5者連名による助成額の引上げについて要望書をいただいておりますことから、道内の自治体の助成額や市内の医療機関における検査料を踏まえ、助成額をおおよその平均額である6千円と設定したものでございます。

この6千円とすることで、市内6か所の検査実施医療機関のうち、半数の3か所で自己負担なく検査を受けることができることとなりますので、保護者の経済的な負担軽減により受診しやすい環境の確保につながるものと考えております。

○植木委員 関連する団体さんのほうから御要望があったということでありましたけれども、やはり、周辺の8町さんも取り組んでいてということでありまして、その分で、どうしてもまちの規模だとかによって予算のつけ方っていうのが変わってくる中で、旭川市もそういった見直しを行うことができた。道内の自治体の平均が6千円ということでありましたけれども、その額に今回したということでありました。

道内平均ということでもありますけれども、市内の6か所のうちの3か所はその額で賄えるということでもありますね。今後、また、状況、状況によってしっかりと見直しをしていただいて、そして、受診する率に関しては相当高い、ほとんどの方がされているということでもありますけれども、その中で、そういった制度の使いやすさという部分については、引き続きしっかりフォーカスしていただけたらと思います。

こういった事業があるということで、やはり、早期発見するということに関して重要性があるかと思いますが、新生児の聴覚障害の早期発見の必要性和検査の内容についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 新生児の聴覚障害は外見から気づきにくいことが多く、発見が遅れると言葉の発達やコミュニケーションの形成に影響を及ぼす場合がありますことから、早期発見、早期支援が重要とされております。

検査内容につきましては、生後、早期に赤ちゃんが音にどのように反応するかを確認する検査で、主に自動聴性脳幹反応検査のＡＢＲや耳音響放射のＯＡＥなどの方法により、睡眠中の赤ちゃんに機器を装着して実施するもので、短時間かつ安全に行うことができる検査となっております。特に、市内の医療機関で実施されているＡＢＲ検査につきましては、赤ちゃんのベッドサイドで自然睡眠の状態でささやき声程度の刺激音に対しての反応を見ることができ、軽度の難聴から発見することが可能となっております。

○植木委員 どういった検査が行われるかということで、本当に新生児に負担なく検査ができるということであります。

では、本市における状況、そして、対象となっている医療機関、病院についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 新生児聴覚検査につきましては、北海道が医療機関等と協定を締結し、道内で共通項目の受診票により検査を受けることができる仕組みが整備されており、本市においても、この北海道の枠組みに参加し、母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査受診票も併せて交付し、出産する医療機関等で検査を受けていただく体制としております。

また、北海道の協定に基づき、道内の分娩医療機関で受診票を使用することが可能となっておりますが、旭川市内で分娩を取り扱っている医療機関は、旭川医科大学病院、旭川厚生病院、市立旭川病院、東光マタニティクリニック、豊岡産科婦人科医院、森産科婦人科病院の６か所となっております。

○植木委員 ６か所の医療機関、病院をお聞かせいただきました。

そして、母子健康手帳のときに一緒に受診票もということなので、なかなか漏れるということは、漏れるというのは、いただいて、これから赤ちゃんを育てていくというときに意識として漏れることもないですので、それで受診率は高いというふうに聞いております。

実際にどれくらいの率というか、どれくらいでそういった検査を受けて、そして、検査の結果、その可能性がありますよというところで、どのくらいあるのかなど。全国的に、この検査で、継続してまた検査が必要になっていくという部分については１％の方がいらっしゃる。その中で、またしっかりと検査を行っていくということで、全国的なものとしてはさらに１千人に１人ぐらいの割合だということで、旭川においても、多少、当然、母数が大きくて分子がちっちゃい数字なので、その年によって上下変動はあるけれども、そういったものに傾向としては変わらないというふうに伺っております。

そうですね、受診しやすい環境の確保によって、旭川で生まれるお子さん、１千５００人弱かと思いますが、その方がしっかりと受診できる体制を築いているかと思います。

そんな中、これ、北海道の枠組みでということでありましたけれども、道内での出産において、医療機関が北海道と協定を締結している、そういう立てつけで施設で検査ができるということにつ

いては理解できました。

では、道内で北海道と協定を締結していない医療機関というものもありますし、道外の場合についてはこの制度を使えるのかどうか、検査についてはどのようになるか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 道内の医療機関で、北海道と協定を締結していない医療機関、また、道外の医療機関での新生児聴覚検査についての助成方法につきましては、北海道内共通項目の受診票が使用できないことから、一時的に保護者に検査費用を自己負担していただき、1年以内に市へ申請書を提出していただくことで助成額を払い戻す償還払いにより対応することとなっております。償還払いで対応する場合には、新生児聴覚検査の領収書が必要となります。

○植木委員 道内、そして道外も助成の対象になるということで、流れは異なりますけれども、北海道の共通の受診票は使えないけれども、領収書をつけて申請をいただくということで、償還払いというのが、先ほど、最初に冒頭の予算がありましたけれども、そちらのほうで適用になるということでありました。

市への申請が必要だということと、1年以内ということでありまして、これは郵送でも大丈夫ですか、すみません、余計なことを聞いてしまって。

そして、この部分でいくと、1年以内ということになると、やはり、地元に戻っている、故郷に戻って出産している方とか、そういった方もいるかと思しますので、そのあたり、申請漏れのないように、せっかくの制度ですので、活用いただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、そういった検査が行われるということでありました。本当に新生児にはそういった身体的な負担がなく、おねんねしている中で検査ができるっていうことでありましたが、その検査で兆候が見られた場合について、どういうふうに進んでいくのか、どういう形で考えればいいのか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 新生児聴覚検査で再検査が必要とされた場合には、検査実施医療機関等で再検査が行われ、その結果に応じて、耳鼻咽喉科などの専門医療機関で精密検査を受けていただくこととなります。聴覚障害が確認された場合には、医療機関や、適切な支援機関としては旭川聾学校の乳幼児相談室などと連携し、早期の支援につなげていく体制になっており、その状況についても適宜把握をしております。

○植木委員 耳鼻咽喉科さんなど、専門医療機関でより精密な検査をしていただくということで、私も調べていた中で、さっきもちらっと言いましたけれども、専門の医療機関で精密検査を受ける人の大半の方々が実際はそうではなかったということで、先ほどの1千人に対して、本当に1人とか2人とか3人とかという、本当に母数の大きい形で聴覚障害っていうことになるということであります。

やはり、新生児がその後どう育っていくかというのは、当然、お父さん、お母さんが心配される部分ですけれども、聾学校の乳幼児相談室、こちらと連携をしてということでありまして、そして、様々な、今度は耳の聞こえに関する本市の制度も活用しながら育児ができる、そして、小学校に入学してということになっていくということでもあります。

質問については以上なんですけれども、やはり、私も、聞こえる、聞こえないっていうのは、その人の、その人のというか、社会でコミュニケーションを取る上で一つの大事な要素かなとは思っていますけれども、その中で、冒頭もお話をしました、自分がもしその立場だったらどうなのかって

というのは、社会を構成していく上で、そして、行政として、このまちで暮らす人々をしっかりと支えて、インクルーシブなまちをつくっていく上では、大変重要な視点かなと思っております。

聾啞の方とも、私も何かしらお付き合いをさせていただいていまして、皆さん、本当に生き生きとされている方が多いなというふうに感じております。そういった方々が安心してまちに出て、そしてコミュニケーションを積極的に取れるようなまちになっていけばいいなと思っております。引き続き、そういった不安を抱えている市民の方々に寄り添った政策を実現していただいて、また、他都市の、もしくは周辺の町村とかの方々とも意見交換なり、また見直しなど、業界の方とも進めただけだとは思いますが、こちらについては終わらせていただきます。

続きまして、学校ICTについて伺っていきたくてと思いますが、今日は何の日という話、さっきありまして、4月1日から新年度が始まるということですが、4月1日といいますと、アップルコンピュータが創業50周年に当たるということで、今年は、何か、ちょっと、いろいろとイベントも行うようです。50年というセレモニーの、アニバーサリーの年でありますけれども、本市が、今まで、GIGAスクールで、5年間、iPadを使ってきたということではありますが、いろいろと予算の関係とかあって、今回はクロームブックに移行するというので、ちょっとこう、信者の私としては一抹の寂しさを感じているところではありますが、ただ、今どきのそういったデジタルのガジェット、タブレットを含めて、パソコンとかも、デバイスにアプリが入ってなくても、オンライン上のアプリを立ち上げて、ウェブアプリとかでやるという体制になっているので、ぶっちゃけ、デバイスの違いっていうのはそんなにないし、ましてや、今のお子さん方っていうのは、本当に好奇心も旺盛だし、吸収力がすばらしいですね。本当に、あれば、それを大人が想像もできないような使い方とかをされていくのかなというふうに思っております。

余談ですが、1990年代の後半か2000年代の前半か、アップルの取締役役に、グーグルのエリック・エマーソン・シュミットという最高責任者がアップルの取締役役にも入っていた頃がありまして、その頃に、アップルがiPhoneの構想を練っていたときに、エリック・エマーソン・シュミットのグーグルも、これはちょっとまずいぞとなって、アンドロイドを開発していた会社を買収して、そして、それが元でクロームブックにつながるわけですね。

そんな中で、今回、いわゆるデバイスのリブレースが行われるわけですが、GIGAスクール構想に関わる部分について進めていきたいと思っております。

それでは、学校ICT環境整備費の事業概要と予算についてお聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 学校ICT環境整備費につきましては、児童生徒が1人1台端末を学習活動で使用するに当たり、授業での活用を支援する環境整備を行うものであります。

令和8年度の予算額については、教育ネットワークシステム接続料2千890万8千円、デジタルドリルなどの学習支援ソフトウェア使用料2千677万5千円、フィルタリングソフトウェア使用料1千264万3千円、GIGAスクールサポーター配置に係る委託料1千287万3千円、タブレット端末等の修繕費188万4千円など、合計9千67万8千円を計上しております。

○植木委員 私は、昨年秋にもこの関連の質疑をさせていただいたこともありましたが、ちょっと関連する部分も触れながら進めていきたいと思っておりますが、今回は、そういった中で、もうデバイスについての選定は終わっていて、もうクロームブックの端末に置き換わっているということ

で、もう既に旭川に来ていたということですが、予算が、どうしてもGIGAスクールの立てつけ上、5万5千円が予算だったのでクロームブックに選定された。

ただ、OSが置き換わるというのは、かつては、本当に一大事というか、個人レベルでもなかなか負担のある作業でありましたけれども、今は、先ほどお伝えしたとおり、各社のクラウドのアプリとかサービスとか、そして、端末にログインすることによって自分の情報がオンラインで入手できるような仕組みということでもあります。

これまでの予算がある中で、端末の導入にかかっていた前回と比べると、この金額で今回の新年度予算が組まれているということでもあります。

クロームブックは、さらにネット接続が前提のOSになってくるわけですが、それに変更になる、ここに伴う費用があればお聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 国が推進するGIGAスクール構想により、令和3年度に導入したiPadの使用期間が5年を経過し、バッテリーの劣化等が生じていることから、令和7年度に更新を行い、令和8年度から新たにクロームブックの使用を開始する予定でございます。

クロームブックの使用開始に当たり、そのために必要となる予算ではございませんが、インターネット回線の能力向上のための経費として、教育ネットワークシステム接続料を前年度から240万9千円増額しております。

○植木委員 既に、市内の学校にはインターネットの太い回線が入っているわけですが、さらに、今回、別の部分で、ネットワークの強化の部分でVPNのルーターなどを入れるというお話で聞いております。

さっきもちっと似たようなこと言いましたが、OSの変更ということになると、端末がそもそも替わるわけですが、生徒さん、児童さんに支障がないのか、お聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 クロームブックについては、令和8年4月からの使用開始に向け、既に本年2月末までに全小中学校へ納入を終えております。現在は、新学期からの授業に備え、教員が操作に習熟するための準備を行っており、新たなOSへの移行は順調に進んでいるところであります。

○植木委員 もう、本当に、来月から使用開始ということで、台数が台数でありますので、そういったシステム業者さんは本当に大変な作業ではあるかと思うんですが、2万1千800台ですか、が、今回、新たにクロームブックに置き換わるということで、確かに、教える先生方は前もっていろいろと習熟するということでもあります。

ただ、今までというのが、タブレット端末はiPadでしたけれども、使っている主要なサービスというのはグーグルのオンライン上のものだということでもありますので、そのままグーグルの仕組みを引き継ぐということで、私としては、それはすんなりいくだろうと。今までiPadで使っていたグーグルのアカウントでクロームブックでログインすれば、自分のクラウドの情報がまたすっとデバイスに連携されると。

ちょっと、一つ、ただ気になっていたというのは、やっぱり、生徒さんが、当然、今まで使ってきた中で、iPadの中にいろんなデータが、思い出とか、作品とか、そして、思い入れのあるものの中には入っているでしょうし、グループとかチームで取り組んだデータや何かというのも

きっと入っているだろうなと思ったんですけども、その辺も、伺ったところ、しっかりとグーグルのサーバー、クラウドのほうに連携をしておけば引き継げるということなので、1年生の子が6年生になるまで、そういったデータを、子どもの頃からのものがサーバーに残っているというのは、安心したというか、いいことだなと思っております。

そして、新しく端末が替わるということで、故障率、故障をしたりとか、さっきバッテリーのというお話もありました、劣化。それから、画面が割れるとか、あと、バッテリーの膨張もありますよね。また、子どもたちが使うので、想定もしていないようなことも起こるのかなというふうに思いますが、その故障率っていうのがiPadのときはどうだったのか、想定内だったのか、そして、端末が壊れて修理に出すっていうことによって、いわゆる手元に端末がないダウンタイムが起きていなかったのか、そして、新規の端末はレノボ製のクロームブックと聞いていますけれども、サポートの体制がどうなっているのか、お聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 令和3年度に導入したiPadについては、端末総数2万3千台余りに対し、故障も含む破損率が約1.3%であり、破損時には各学校に配備している予備機の使用で対応してきたところであります。

新端末のクロームブックについては、各学校から教育委員会に連絡をいただいた後、事業者の不具合の状況を伝え、適切に対応できるサポート体制となっております。

○植木委員 端末総数2万3千台余りだったということなので、今年度、端末の見直しですとか、そして、お子さん方の世代の人口減少とかもあって、台数としては5%ぐらい減っているということとであります。iPadの頃は1.3%ということとありますので、適正なというか、そんなにそんなにめったに壊れるものではないと思っていますけれども、想像どおりの破損の状況かなというふうに思います。

で、各学校に配備している予備機もあったり、そのあたりを融通を利かせてやっていたということなんですけど、実際の現場の中では、当然、4年目、5年目となってくると、バッテリーのもちが相当悪くなってくる、バッテリーの膨張もあったかなとは思いますが、中で何とかやりくりをしながら、ダウンタイムもなく過ごしていたということとあります。

クロームブックに関しても、これも、聞くところによると、軍用の堅牢性って言うんですかね、壊れづらい筐体のものを採用しているということなので、お子さん方がどうしても落っこちてしまったりとか、ぶつけてしまったりとか、そういったことに関しても効果が発揮されるのかなということで、故障率を見ながら進めていくことになるかと思うんですけども、また進捗などをお聞かせいただけたらと思っています。

今回、端末の一斉入替えということとありました。聞くところによると、年度をまたいで、1年目は3分の1、2年目は3分の1、そして3年目は残りという形で入れ替えるケースもあると伺っておりますが、今回は、旭川は一斉入替えになりますよね。5年という中で想定していた期間が終わった、いわゆる1期目と言っていいんでしょうか、終わったところということで、一つの節目であったと思います。

GIGAスクールにおけるICT教育のこれまでの成果をどう捉えているのか、あわせて、通常の科目とのバランスをどう考えているか、お聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 GIGAスクール構想の推進により、本市の児童生徒に1人1台

端末が配備されたことに伴いまして、インターネットによる情報収集や共同編集機能を用いた他者との意見交流など、一人一人の興味に応じた学習や共同学習を効果的に行うことができるようになり、学びの充実につながっていると捉えております。

また、校務DX化の推進により、業務の効率化も図られまして、教職員の負担が軽減されてきているものと認識しております。

○植木委員 ちょっとほかの項目と混ざって聞いてしまった部分があるんですけど、また後ほど出てくるかと思いますが、では、今、急速に、本当に1年ぐらいでAIの活用が広がっているわけで、AIも使いようによるってところかと思いますが、正しく使うということと、当然、出てきた情報が正しいことを言っているのかどうかという見極めも必要ということではありますが、そういったAIですとか、AI学習がどうなのか、AI学習に対するスタンス、そして、AI活用、AI学習の状況、あればお聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 文部科学省のガイドラインでは、校務におきまして、教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、内容の適切性を判断できる範囲内での利用は有用であること、学習活動におきましては、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、生成AIが有するリスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきであることが示されております。

本市におきましては、教職員が先行して活用経験を積み、その知見を蓄積していくことが重要であると考えており、そうした取組を踏まえて、学習活動における児童生徒の利用につなげてまいります。

○植木委員 AIの活用、それから、今回、質問には含めていませんけれども、前回、秋のときには副読本のこともかもお伺いしたんですけれども、市内のデジタルのコンテンツがそろってきて、市史も公開されていて、本当に学習する教材としてすばらしい、インタラクティブなものになっていて、そして、新年度は、公開GISということで地図の仕組みも公開されて、市内のいろんなレイヤーで地図にも触れることができるような仕組みが始まりますので、そういったものも併せて、デジタルコンテンツもぜひどんどん授業に活用していただいて、この旭川について触れる機会になればいいなというふうに考えております。

あとは、前回も、これ、教えていただきましたけれども、基本的な使用方法、コンピューターの操作、それから、インターネット検索とかっていう、本当にやったことのない1年生、子どもたちがやっていくということでありまして、そういったことも、基本的な手法を学びながら、そして定着がしてきていると。そして、今は、児童生徒が自ら考え、端末を活用する場面が増えてきているものと考えておりますという答弁があったんですけれども、そのことについて、そういった活用が進んでいるということでありましたが、実際に端末を活用する上で、子どもたちが主体的にこのデバイスを活用できる体制になっているのかどうか。

主体的にというのは、授業中に、紙の教材だとかもあれば、何か調べたいとかというときに、自主的に端末を使ってノートを取ったりとかすることができるのかというところが、今の部分で今度は大事なかなというふうに感じております。そういった主体的にデバイスを活用することができる体制になっているのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ICT端末の活用につきましては、児童生徒が、デジタルとア

ナログのそれぞれのよさを踏まえまして、最適な活用場面を判断できるようにすることが大切であると考えております。

各学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じ、意見の共有や調べ活動を行う際に、ＩＣＴ端末の使用の有無を選択する機会を設けるなど、学習ツールの一つとして主体的に活用することができるようにしております。

○植木委員 個々人が判断して、そういった、本当に、ツール、いわゆるパソコンを使うようにするための勉強、授業ではなくて、いろんな授業の中で活用するための学習ツールだということでありまして、主体的に活用できる体制になっているということで、気兼ねとか遠慮とかをしながらとなると、やっぱり使われづらい、使っていただくことが一番大事だなと考えておりますので、今はそういうふうに主体的に取り組めるようになっていくということでもあります。

それでは、こちらについて、今後の課題ですね。今まで積み重ねてきた５年間ということで、いろんなトライ・アンド・エラーだったり、学びがあって積み重なってきたと思いますが、今後の課題と、そして、ＩＣＴ教育によりこういった面を伸ばす展望、方針か、お聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 国におきましては、デジタル学習基盤を効果的に活用した授業改善に取り組み、これからの予測困難な社会を生き抜くために不可欠な学習の基盤となる資質、能力の育成が求められております。

本市におきましても、学習においてＩＣＴを効果的に活用することにより、基本的な操作能力にとどまらず、論理的思考力、情報モラルといった情報活用能力を教科横断的に育み、児童生徒の可能性を最大限に伸ばす教育を推進してまいります。

○植木委員 情報モラルというお話もありました。昨年伺ったときには、情報モラルに関連する動画教材を活用したということでありまして、やはり、これから、それぞれがスマホを持って、SNSだとか、活用していったらということ、本当にコミュニケーションのツールになる。それから、今、授業でもそういう形が取られていると思いますが、グループで何か一つのことをやるときに、端末があって、それで共有しながらつくり上げるとか、そういった形で、今の子どもたちって、本当に、交流することに関して、デジタルネイティブというか、そういった世代がどんどん、どんどん育っていくわけでありまして。学校、教育機関を出て社会人になったときには、もうそれが当たり前の方法で活用すると。本市においても、いろんな取組をしている、デザイン都市としてもやっていますし、そして、理系の学校もあれば、今や文系の人でもＡＩでアプリを開発したりとか、もう本当に普通にできるようになってくる時代を迎えるわけで、そういった中で、今の子どもたちがそういう端末を使って何か創造的なことにつながっていけばいいなということを期待しております。

当然、こういった端末ばかりではなくて、外で遊んだりとか、そして、元気いっぱい、市内を駆け回っていただける、本当に活気のあるまちになればいいなと当然思っておりますが、やはり、こういったものに触れていただくことによって、個々人の可能性がまた広がる部分が多々あると感じておりますので、引き続き推進をしていただきまして、私も、機会があったら、どういうことをしているのかなというのを見せていただけたらなというふうに考えております。

この設問につきましても以上でございます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 おはようございます。

随分混み合ってきた感じがしますが、申し訳ありません。項目だけはたくさんあるので、午前中、半分ぐらいということで考えています。

まず、子育て支援部所管の事業から2項目伺いたいと思います。

母子保健推進費についてなんですけども、市長の記者発表から、新年度から5歳児健康診査を新規事業として実施するということが示されたわけなんですけど、まず、その予算の概要について伺いをしたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 母子保健推進費のうち、5歳児健康診査の実施に要する経費としましては1千440万5千円を見込んでいます。

その内訳といたしましては、健診の実施に係る医療機関への委託料として888万1千円、健診の結果等の送付に係る通信運搬費として24万4千円、2次健診の実施に伴う専門医師の送迎に係るタクシー代等として20万8千円のほか、保健師等の人件費等の費用となっております。

また、財源につきましては、国庫支出金が450万円、一般財源が990万5千円となっております。

○横山委員 では、5歳児健康診査の目的と、その事業の概要、内容についても御説明ください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 本事業の目的につきましては、国の研究事業により作成された5歳児健康診査マニュアル等に基づき、5歳児の心身の成長、発達の確認を行い、疾病の予防や早期発見につなげることで及び保護者の子育てに関する不安を解消し、安心して就学に臨めるよう支援を行うこととしております。

また、令和8年度の対象児童につきましては、令和8年4月1日を基準日とし、令和3年4月2日以降に生まれたお子様から、順次、健診の受診案内を送付し、10か月児健診と同様に、保護者の記載する審査票と、利用している保育園等の協力がある場合には、集団生活での様子を園等の先生が記載する記入票の2点を、当該健診事業を受託します市内の小児科クリニック等に持参し、受診をしていただくこととなります。健診の実施後、さらに相談等が必要な方につきましては、2次健診としてwaka・baで行う専門相談を御案内し、お子様の状況等に応じた相談対応を丁寧に実施してまいります。

○横山委員 るる御説明いただきましたが、そもそもこの事業の構築の根拠になるものは何なんですか。自治体として必ずやらなければならない事業という位置づけなのかどうか、見解を伺います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健康診査は、母子保健法第13条に基づき、市町村が実施する乳幼児健康診査の一環として行うものであり、国の補助事業として任意の健診となっており、就学前の時期における子どもの発達や生活状況等を確認し、必要に応じ、保護者の希望に沿って適切な支援につなげることを目的として実施するものであります。

なお、こども家庭庁においては、こどもまんなか実行計画2025や母子保健医療対策総合支援事業などにおいて5歳児健診の全国展開を目指すこととされており、実施が推奨されております。

○横山委員 今年度、モデル事業を行っているというふうに聞いていますが、それにおいて課題はなかったのかどうか、伺います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健診のモデル事業につきましては、昨年の5月及び6月に、市立保育所にて、年中在籍児を対象に、保護者が実施の承諾をされた児童を対象に、合わせて26名に対し実施をしております。その実施による課題につきましては、本健診は、当初より、旭川小児科医会及び旭川医科大学の小児科の先生方と協議を重ね、市内小児科医療機関で実施することで事業構築をしまいましたが、実施する場合に診察時間や問診項目などが課題となることが想定されたため、モデル事業により検証し、その結果について引き続き小児科医の先生方と協議を重ねることができ、一定程度、解決できもできたものと考えております。

○横山委員 技術的な課題は幾つかあったものの、解決に向かっていているというような御判断だったと思いますが、私が懸念しているのは、発達の遅れを早期発見するというのが目的になって、その結果、障害のある子の選別ですとか分離を促すことになるのではないかということをお心配しています。また、1年後には小学校に上がる前の就学相談、健診等もありますので、それらとの関係はどのようになるのかなど、課題やデメリットはないのかということについて、見解を伺います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健診は、他の乳幼児健診同様に、5歳児の心身の成長、発達を確認し、疾病の早期発見につなげること、また、保護者が子育てに不安がある場合には、解消に努め、その次の過程につなげることを目的としており、委員が御指摘の選別や分離を促すことではなく、現在の状況を医師を含めた多職種で把握し、子どもや保護者のニーズを把握し、保護者の負担を軽減しながら、子どもに合った丁寧な支援ができるよう事業実施をしております。

また、1年後の就学相談との関係につきましては、5歳児健診の結果や、その後の支援の状況などを教育委員会と適切に情報共有することで、対象の子がより生活しやすい環境整備につながるものと考えております。

今後につきましては、事業を実施していく中で課題などがあった場合には、小児科医師等の御協力もいただきながら、適宜、関係部局とも連携の上、修正を図り、子どもの利益を最優先に、本市の実情に合った健診事業となるよう進めてまいります。

○横山委員 今、るる御説明いただきましたが、お子さんを持たれている保護者の方、それから、障害を持つお子さんを持たれた親御さんとの交流も少なからずあるんですけども、よくそこで言われたことは、乳幼児健診の様々な機会ですら記入を求められる、いわゆる問診票のような、調査票のようなものの項目が保護者の不安を増大させるということをお伺っています。この年齢になったらこれが必要なのではないのかということ、プレッシャーとして常にやっぱり感じているということとです。

疾病であれば、早期発見、早期治療で対応すべきということについては否定するものではないんですけども、発達、成長については、例えば、早生まれの子どもの遅れが目立つということはよく知られていることで、私は、孫が2人いるんですけども、3月の下旬生まれなので、やっぱり、小学校低学年とか幼稚園、保育所の頃は、何か、やっぱりちょっと遅いよねっていうのは実感できる

ことではあるんですよね。つまり、小さければ小さいほど、その個人差も大きいということなんだと思います。それを一律に健診の中で調べていくということは、やっぱり問題があるんでないかと思っています。

それから、近年、睡眠不足や電子機器の使用などで発達障害と似たような症状、特性が現れるということも様々な著作等で報告もされていますので、大人が誤った認識で障害特性としてしまう危険もはらんでいるのではないかなと思います。年がたつて就学後には解消してしまうような事例も、早期発見、早期対応を名目に、特別な場で特別な方法で支援しましょうと、結局、誘導されてしまう危険性もあるんじゃないかなと思います。

私の孫も、実は、上の子がそうでした。就学前に、発達障害とは言われませんでしたけども、心配があるってということで、娘は非常に悩んでいたんですけども、別に今は普通学級で小学校に通っているんですけども、クリアされることはたくさんあるはずなのに、早期に対応することがもしかしたら間違ったことになってしまうのではないかなと思います。

10年間で2倍以上に増えた小学校、中学校、特別支援学級在籍児の多くは発達障害認定によって増えてきたものですので、障害の社会モデルに立てば、変わらなければならないのは周辺の大人や子どものはずなんですよ。分けて特別な対応でなくて、分けずに集団の中で生活し、周囲の子どもが関わり方を学んでいくってことをやっぱり大事にすべきだと思います。子育て支援部の皆さんとお話しするときには、同じようなスタンスに立たれているということもあるんですけども、これが、年齢が進んで、学校に上がったことで変質していくようなことだけにはならないようにしていただきたいなというふうに思います。

5歳児健診は、以上で終わります。

続いて、育英事業特別会計に関わって、奨学金の問題を少し取り扱わせていただきたいと思います。

育英事業特別会計の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金、それから、育英資金給付型奨学金の新年度の予算額及びその内訳について御説明ください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 令和8年度の育英事業特別会計の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金の予算額は1億824万円で、内訳といたしましては、奨学金の新規貸付けとして77名分、1千968万円、継続貸付け103名分、2千864万4千円、入学仕度金4千380万円、事務費1千611万6千円を計上しております。

次に、育英資金給付型奨学金の予算額は8千601万3千円で、内訳といたしましては、高校1年生の給付型奨学金が180名分、1千260万円、大学等給付型奨学金は317名分、7千170万円、事務費171万3千円を計上しております。

なお、大学等給付型奨学金の317名分の内訳は、令和8年度新規申請分の入学準備金が100名分、5千万円と、奨学金の支給予定者として、令和5年度に先行した95名、950万円、令和6年度に先行した120名、1千200万円、令和7年度に先行した旭川工業高等専門学校生分2名、20万円となっております。

○横山委員 それでは、貸与型奨学金、それから、入学仕度金、給付型奨学金の給付額についても御説明ください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 大学生を対象とします貸与型奨学金の月額、国公立2万4

千円、私立で3万3千円、入学仕度金の貸与額は、国公立、私立ともに50万円以内となっております。給付型奨学金の給付額は、入学準備金で自宅通学30万円、自宅外通学で50万円、在学2年次以降の奨学金については年額10万円となっております。

○横山委員 4年制の大学に通う場合は、本市の給付型奨学金ですと、総額が、自宅か自宅外かで分かりますけども、60万円、もしくは80万円ということになりますが、これまでの大学等の給付型奨学生の支給実績について伺います。

○田上子育て支援部子育て助成課長 令和5年度から開始した大学生等に対する給付型奨学金の実績につきましては、令和5年度は115名に4千930万円を、令和6年度は123名に4千910万円を支給しております。

○横山委員 令和5年度、6年度、それぞれ5千万円ずつ、大体支給しているということですが、この給付型奨学金を申請したお子さんはどれぐらいいて、奨学生として選考した人数はどれぐらいだったのか、今年度の受付も終了していると思いますので、今年度の状況も含めて伺います。

○田上子育て支援部子育て助成課長 大学等の給付型奨学金の申請者数と奨学生として選考した人数ですが、令和5年度は165名の申請に対し118名を、令和6年度は186名の申請に対して123名を、令和7年度は190名の申請に対して、令和8年2月末時点で114名を選考しております。

○横山委員 毎年、申請者の3割から4割ぐらいが選考外というふうになっているんですけども、その方たちについて何か対応は行っているのでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 選考に漏れた方を含め、奨学金に関する相談があった場合は、本市の給付型奨学金や貸付制度に加え、日本学生支援機構の奨学金についての紹介を行っております。

○横山委員 現状の給付型奨学金は、4年間で60万円、もしくは80万円と、これでは国立大学の授業料が賄えないと思うんですが、見解を伺います。

○田上子育て支援部子育て助成課長 文部科学省が定める国立大学の授業料の標準額は年間5万3千5千800円であり、公立大学においても大きな差はないものと認識しておりますことから、本市の給付型奨学金だけでは国公立大学における授業料には満たないものとなりますが、本市の給付型奨学金の制度は、他の貸与・給付型奨学金制度との併用を可能としております。

特に、日本学生支援機構が実施しております授業料減免制度や給付型奨学金がここ数年で充実されてきており、世帯年収などによって免除される額や支援を受けられる額が変わりますが、本市や日本学生支援機構の実施している貸付・給付制度を併せて御利用いただければ、修学費用や授業料について一定程度カバーできるものと考えております。

また、民間事業者や大学などの独自の奨学金制度もあり、教育に係る経済的な負担や、将来の返還に係る負担を軽減することができるような取組が社会全体に徐々広がってきている状況にあるものと考えております。

○横山委員 るる御説明をいただき、ありがとうございました。何で奨学金にここまで私はこだわっているのかというと、すみません、思い出話をして申し訳ないんですが、もう47年前になります。そのとき、私は高校3年生でした。1月13日、14日っていうのは、日本で初めて大学共通一次試験が導入された年で、私がその第1回の世代です。今でも忘れられませんが、これまで国立

大学は2校受けられたのが、もう、1校しか受けられませんということで、軒並み、周りの同級生たちが大学の志望ランクを落としてきたんですよね。かつて東大に行けそうな者も違うところにみたいな話で、そのしわ寄せを私も非常に受けたことを覚えています。

その13日が試験、12日が下見の予定だったんですけども、その4日前の9日に父が急死をしました。突然死だったんです。で、お通夜の日におじたちから、父さんが死んだんだから、もう大学に行っている場合じゃないみたいなことを言われまして、ちょっと愕然としたことを今でも覚えています。

で、葬儀が終わって、その夜に母と話をして、大学に行くのをやめて就職したほうがいいのかなみたいな話をした記憶があります。もし母がそこでそうだねと言ったら、今の私はなかったし、ここにいることも多分なかったんじゃないかなと思いますが、母は、諦める必要はないと。母は仕事をしていなかったんで、父が死んだ後、当然、無収入になったんですけども、なぜか知らないけど、母は、金のことは心配するなと言いました。何を根拠に言ったのか、いまだによく分かりません。母は亡くなりましたので、分かりませんが、いろんな制度が充実されているのはもちろん分かりました。今回、いろんなやり取りで教えていただきましたし、特に収入の低い方は、授業料減免もあるので、実質、本当にお金がかからないで大学に行けるんだよということも分かったんですが、私もそうでしたけども、知らなかったんですよね、そういう制度があることを。父が亡くなって初めて分かって、実際に大学を受けて、授業料免除の対象ですよとか、奨学金を受けられますよということも初めて分かったんですよね。それを知らなければもう諦めるしかなかった、それは、実は今もあまり変わっていないんじゃないかなと。やっぱり、家庭環境が厳しければ、そんな上の学校なんてっていうのは社会的な風潮としてまだまだ残っているような気もするんですよね。中学生と話をしたときに、そういうことを漏らした子どもたちもいました。うちはきょうだいがたくさんいるからとか、うちの家計は苦しいからというようなことで諦めなきゃいけないという思いをしている子がやっぱり少なからずいました。

ですから、ぜひ、この奨学金の制度について、または、大学は、こうやって仕組みがあるんだよということ、早い段階で若い世代にも知っていただく努力をしていただきたいと思いますし、そうすることで、遠回りになるかもしれませんが、少子化対策にもなるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、結局、奨学金を受けるときも、授業料免除をするときも、手続を自分でしに行かなきゃいけないんですよね。私も、とうとう、授業料を、4年間、一銭も払わないで行きましたし、奨学金も、最後は教員になったんで返さなくて済んだんですけども、常に手続をし続けていかなきゃいけない、授業料免除は半年ごとに更新がありましたんで。それぐらい大したことないだろうと思われるかもしれませんが、そういう心配をさせずに大学に通えるような国にやっぱり近づけていくことが大きな課題なのではないかなと。これは、もう自治体の課題ではないし、国の施策の問題だとは思いますが、ぜひ地方からも発信していただきたいということをお願いして、この質問については終わりたいと思います。

続きまして、社会教育部に、アイヌ施策推進費、それから、地域計画に関わる事業費に関わる質問を何点かさせていただきたいと思いますが、新年度の市長の市政方針の中で、久しぶりにアイヌ文化という言葉が載っていたなということでちょっと喜んでいたんですが、ただ、その表現が、

アイヌ文化は観光振興の推進に何か資するみたいな書き方、そういうふうに取れるような表現だったと私は受け止めました。うんっとちょっと思ったもんですから、ちょっと伺いたいと思いますが、そもそも、これは、本来はアイヌ民族による文化や伝統の尊重で、その振興のための施策推進を自治体に求めるというのがアイヌ施策推進法の趣旨ではなかったのかというふうに私は考えているんですが、見解を伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 本市がアイヌ文化の振興に取り組む最も大きな目的は、地域特有の歴史を有するアイヌ文化を適切に保存し、次世代へ継承していくことであり、アイヌ文化に対する理解の促進や、多文化が尊重される共生社会の実現を図るため、より多くの方にその価値や魅力を知っていただくことが重要であると考えております。

このため、本市では、今年度から令和11年度までの期間で、国の認定を受けた第2期となる旭川市アイヌ施策推進地域計画において、アイヌの方々による伝承活動への支援や歴史資料の保存など文化の保存、継承の取組とともに、市内外のアイヌ文化に接する機会が少ない方々にも関心を持っていただけるよう、情報発信や交流の促進などの取組も進めることとしていることであり、これらの取組を通じ、観光の振興にも寄与するものと考えております。

○横山委員 観光の振興が主目的でなくて、そこに寄与するものだ。副次的と言っちゃいけませんけども、本来は文化の継承、伝承ということだということは理解をしましたが、今年度からアイヌ施策推進地域計画の2期目が始まっているわけなんですけども、5つの基本方針の中で、私は、市民の主体的活動の促進という部分に関わる施策推進がどうもちょっと立ち後れているんでないかなという印象をちょっと持っているんですけども、市の見解はいかがでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 本市では、市民や来訪者など多くの方々に主体的にアイヌ文化に関わっていただくことが重要であると考えており、講座やセミナーなどの開催に加え、アイヌ語地名ツアーや、小中学生を対象としたワークショップの実施など、体感や実践を通じたアイヌ文化の主体的な学びの場の設置にも取り組んできたところでございます。

令和8年度につきましては、新たに設置運営を行う神居古潭ビジターセンターにおいて、アイヌ文化に関連した商品の販売に当たり、製品、サービスの開発をアイヌ団体と地域事業者の協働により取り組むことや、アイヌの視点による旭山動物園の解説本の製作と観光関係者への情報提供などを進めることにより、アイヌ文化の振興に関わる担い手の拡大も目指してまいります。

なお、第2期地域計画において新たに掲げた市民の主体的活動の促進につきましては、アイヌ団体からも賛同をいただいているところでありますが、一方で、主体的な活動が広がることにより、アイヌの方々の意向に沿わない取組や、不正確な情報の発信につながる可能性を懸念する声もあることから、今後も、アイヌ団体と十分に協議を重ねながら、適切な形で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 ぜひ、よろしくお願いします。

昨日、上野委員も質疑を行っていました神居古潭のビジターセンターの開設についても非常に期待をしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地域計画の2期目の計画の最終年度、2029年度、令和11年度のところに、アイヌの歴史と文化を紹介する小冊子の制作というのが計画にのっているんですけども、内容やページ数など、どの程度のボリュームのものを想定しているのか、それから、完成年度を考えれば、当

然、その前からの検討ですとか準備が必要だというふうに考えますが、見解を伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 本事業につきましては、令和6年度に開催したアイヌ施策推進検討会において、参加者から、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発行している「アイヌ民族～歴史と文化」のような基礎的な解説冊子の旭川版を作成してはどうかとの提案があったことを受け、第2期地域計画に掲載したものでございます。

参考としております冊子は、全38ページで、アイヌの歴史、言葉、信仰、衣食住、芸能などについて写真を交えて解説するとともに、年表や関連施策などをコンパクトに整理した内容となっておりますので、本市においても、同様に、旭川地域におけるアイヌの歴史や文化、関係資料などを分かりやすく整理して掲載することを考えており、現時点では具体的なページ数やどの程度のボリュームになるかまでは見通せておりませんが、様々なアイヌ関連施設を巡る際にも携帯に便利な小冊子形式を想定しております。

なお、編集に当たっては、有識者による監修や執筆者の選定、内容の検証など、課題も多くあるものと認識しておりますので、慎重に検討を進める必要があるというふうに考えております。

資料作成の時期は、計画の最終年度となる令和11年度としておりますが、そのための調査や資料収集につきましては、なるべく早い時期から着手し、地域のアイヌ文化の基礎的文献としても利用可能な充実した内容のものとなるよう、アイヌ団体との協議と内容の検討を進めてまいります。

○横山委員 ちょっと少し先の話なので、具体的な話はなかなか難しいかと思いますが、ボリューム感、もし参考にしてしているものが38ページということであれば、うーん、ちょっとどうかなと。私は、その前段階の本当に基礎文献みたいなものの整理が先かなというふうにちょっと思っているんで、後でちょっと意見は述べたいと思います。

次に、毎年、こういう場で話題にしてきました北門中学校の知里幸恵資料室の取扱い等について、私は、資料館のようなものを目指していくべきではないかということをやっと主張してきたわけですけども、地域計画の中にも知里幸恵資料室の展示環境の整備というのが盛り込まれていると思います。

スケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 アイヌ施策推進地域計画における知里幸恵関連資料の展示環境整備に係る事業スケジュールにつきましては、令和9年度及び令和10年度の2か年で実施することとしております。

○横山委員 再来年度からということになりますね。来年度から取り組む事項はないのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和8年度は、北門中学校の意見を踏まえ、関係者との協議を行いながら、整備する場所や展示内容、管理方法等、具体的な整備内容についての検討を行うとともに、令和9年度予算に必要となる経費を積算することなどを予定しており、令和9年度に設計、令和10年度には着工できるよう、環境整備に向け、検討を進めてまいります。

○横山委員 北門中学校のあの資料室の取扱いについては、様々な課題があるということも議論をしながら、ただ、なかなか、じゃ、どうクリアしていったらいいのかということが見いだせないまま今日まで来ているんですけども、アイヌ記念館の川村館長、副館長ともお話をさせていただいたこともあったんですが、説明する人、解説をする人のことを考えたら、例えば、思い切ってアイヌ

記念館の敷地に持ってくるという手もあるんじゃないかというようなこと。でも、一方で、北門中学校のあの場所が大事だということもあると思いますし、あそこに文学碑もあるわけですから、あれを動かすということにもならないだろうと考えれば、やっぱりあの場所にいるこだわりも私としてもちょっとあるんですよ。

毎年、知里幸恵生誕祭も行われていて、アイヌ文化振興にとっては大切な場所だというふうに私は認識をしています。道路を走っていても、文学碑に関わる案内看板もないのは道の問題なんではないかなということも、以前、お話をしたことがあります。文学碑も含めて、この資料室、いずれは資料館のようなものを考えるべきと。国のお金が使えらるからという理由だけではないんですけども、大事な場所として整備をしていくお考えはないのか、市の認識を伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 知里幸恵文学碑の案内看板につきましては、それを設置することにより不特定の来訪者の増加につながることも想定され、北門中学校の敷地内にあることから、学校の管理上、支障が生じないかなど、学校側の意向を踏まえる必要があると考えており、学校側の了解が得られた場合は、国との協議を行い、アイヌ政策推進交付金の活用による設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 知る人ぞ知るといふようなものにしたいので、市民にとっても大切な場所ということで施策を進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

旭川にとってアイヌ文化がどういう位置づけなのかというの、様々、議論があるところだといふふうに思っていますけども、このまちが形成されてきたいろんな基礎条件の大事な一つであったということは変わらないんじゃないかと思うんですよ。旭川って、アイヌ文化のまちなんですよって市の外の方から言われたときに、私たちは自信を持って説明できるだけのものがあるのかどうかということがやっぱり問われかねないなというふうに考えています。

それから、先ほど小冊子の話もちょっとやり取りさせていただきました。小学校の副読本も、学校教育部に御協力をいただいて、今、ちょっとお借りをしているんですけども、アイヌ民族に関わった断片的な記述となっていて、まとまってはいないわけですね。情報量も少ないし、副読本なので、そこを手がかりにということだと思ってしまうんですけども、じゃ、子どもたちが副読本以外の何をもって旭川のアイヌ文化、アイヌ民族のことを勉強するのかなっていう、そのよりどころになるようなものが十分ではないんでないかなと。ですから、小と言わずに、中冊子、大冊子とは言わないのかな、それなりのボリュームがあるものをやっぱり用意していくべきではないかなというふうに思います。

知里幸恵の記念館が登別にもありますけども、姉妹施設のような形になるのもいいのかなというふうに思います。北海道にあれば、知里幸恵の足跡を登別と旭川でたどるといふようなことも大きな観光資源にもなるかなというふうに考えています。それを市民の手で何とか実現させていきたいなという思いもありますので、ぜひ、社会教育部、市のお力も借りながら、地元の人間としても力を入れていっていただきたいなということをお願いして、この件に関する質問は終わりたいと思います。

それでは、本当は学校教育部といじめ防止対策推進部と併せて取り上げようかなと思っていたんですが、結果的には、全部、いじめ防止対策推進部にお答えいただく質問になりましたので、先に、いじめ対策の旭川モデルの課題について、何点か伺わせていただきたいと思います。

せっかく立ち上がった新部署がなくなってしまうということなんですけども、市長部局と市教委の連携の目玉政策、それに伴う体制づくりだったのではないかなと思いますが、その役割が終わってしまったのかということ、私たちは議会の中で議論もしましたので一定の理解をしています、市民は果たしてどんなふうに思っているのかと。あらっ、いじめ重大事態、和解したから終わりなのかみたいなことをおっしゃっている方もいましたので、どういう位置づけになっていくのか、その部分の見解をまず伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進部につきましては、いじめ、不登校専門の相談窓口を設置するとともに、市長部局に教育委員会の職員を併任配置する、全国でも他に例を見ない組織体制の下、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止を図る本市独自の旭川モデルを構築し、着実な推進を図ってきたところでございます。

この取組により、いじめの相談件数やいじめの認知件数が大幅に増加したところでございまして、特に、重大化のおそれのある困難ケースにつきましては、緊急支援チームを学校に派遣する等の迅速な初動対応によりまして、いじめへの適切な対処と重大化の防止を図るとともに、関係児童生徒、保護者に対する心のケアや福祉面での支援、さらには、地域の担い手との連携による不登校支援等の継続的な支援に取り組んできたところでございます。このような、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための取組でございまして、これまでいじめ防止対策推進部が果たしてきた役割につきましては、引き続き今後もあるというふうに認識しているところでございます。

一方で、いじめの相談におきまして把握した多様な悩みでございまして、その背景にある家庭や養育、あるいは子どもの特性等の様々な課題への対応を含めた子どもと保護者に対する支援の充実を図る、こういったことも必要であるものというふうに考えているところでございます。

このため、新年度におきましては、機構改革後のこども・女性・若者未来部こども安心課におきまして、庁内の関係課との連携を強化するとともに、引き続き、旭川モデルの取組の一層の充実を図ることによりまして、様々な課題を抱える子どもが安心して学び、また過ごすことができる環境の充実に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○横山委員 役割が終わったわけではないと。部はなくなるけども、機能は引き続き残されるということでは理解はしたいと思いますが、ちょっと後でコメントしたいと思いますが、では、今までいじめ防止対策推進部が所管していた事務等については、どういうふうな組織として新体制へ引き継がれていくのか、御説明ください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策推進部の所管する事務については、機構改革後のこども・女性・若者未来部こども安心課が所管することとなります。そのため、事務執行に必要となる予算事業や職員体制を含め、全て新たな組織に引き継ぐことを予定しておりまして、これまでの組織体制と変更はありません。

また、こども・女性・若者未来部には、部長に加えて、こども安心課とこども家庭センターを所管する部長職としていじめ対策監を配置する予定となっております。

○横山委員 ちょっと心配なところはないわけではないんですけども、4月以降の推移は見守らせていただきたいと思います。

続いて、いじめ防止対策首長連合を設立するという提案がありましたが、これ、目的が何なのか

というのがどうもすっと落ちない。具体的などんな効果を期待してこういうことを立ち上げようとしているのか、見解を伺います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長（仮称）いじめ防止対策首長連合につきましては、全国の基礎自治体の首長の参画の下、いじめ、また不登校の対策のさらなる発展に向けまして、広域的な連携を図りながら、各自治体が抱える課題の整理や各自治体が行う先進事例を全国の自治体に共有するための情報交換と情報発信、また、自治体共同による関係省庁への政策提言等の活動を推進することによりまして、子どもたちの生命と尊厳を守るとともに、子どもたちが将来に夢や希望を持って安心して学び、健やかに成長することができる社会の実現を図ることを目的として発足するというものでございます。

令和7年度におきましては、中核市市長会の子どもの学びの環境充実にに向けた取組検討プロジェクトでございまして、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業におきまして、各自治体の取組の成果や課題の情報共有を図るとともに、課題の解決に向けまして、参加自治体が共同で関係省庁に対して政策提言や要望活動を行ったところでございます。

こうした取組によりまして、他自治体の先進事例を本市の取組の推進に反映させるとともに、施策の推進に必要な人材でございましてか財源の確保につなげるなどといった効果があったところでございますので、首長連合の活動につきましても全国の自治体と連携した活動を継続的に展開することによりまして、こうした効果を持続的に期待できるものというふうに考えたところでございます。

○横山委員 何か、分かったようで分からないんですけども、中核市市長会でいろんなこともやっているよ、連携もしているよということですし、市長会って、多分、全国組織もあるんでしょうから、そういった中で発言なり連携を深めていくっていうならまだ分かるんですけども、この指止まられてして、集まった人だけで何ができるのかっていうのは、少数だったらあんまり意味がないような気がするんですよね。どうも、ちょっとその辺がすっと落ちない、いまだに落ちないなというふうに思います。

それも、でも、学校現場に何らかの還元がされるのであれば、市民や学校現場としても理解はできるんだと思いますけども、具体的に何が還元されていくのか、どういう見通しを持っているのか、見解を伺います。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹（仮称）いじめ防止対策首長連合では、いじめ防止対策や不登校対策に関わって、それぞれの市が抱える課題等について協議を行い、課題解決に向けて、必要な支援について、関係省庁等に対し、要望を行う予定としています。要望事項には、学校現場の課題解決に向けた教職員や専門職の配置に係る人員及び財源確保に関わるものも含まれるため、こうした要望が実現されれば、学校現場における教職員の負担軽減や教育環境の一層の充実に還元されるものと考えております。

○横山委員 最後の教員の配置、人員の配置ですとか財源の部分については本当に期待されるべきことだと思いますので、それなら、首長連合だけではない中で、もっと大きな組織の中で声を上げて国に働きかける必要があるんでないかなという気がするんですけども、いずれにしても、推移は見守らせていただきたいと思います。

ちょっとお話は変わりますが、いじめ防止対策推進基金は、今後、どこが所管をして、どのように活用されていくことになるのでしょうか。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止対策推進基金につきましては、令和8年度以降、こども・女性・若者未来部こども安心課が所管することとなっております。

なお、基金の使途につきましては、引き続き、こども・女性・若者未来部及び学校教育部が所管するいじめ防止対策や不登校対策に資する事業に要する経費に充てる予定となっております。

○横山委員 部が廃止されることに伴って、いろんなものは引き継がれるけども。ただ、何か、象徴的な意味では後退局面のような印象もちょっとあるんですね。

旭川モデルについては、私は批判的なことも随分述べてきたような気もするんですけども、評価できることは、やっぱり、対策チームとして、教育委員会だけではなくて、様々な関係職員が一堂に会してチーム編成をして動くということは、非常に意義があることだというふうに思います。

でも、それが市長部局に置かれる必要性がどこにあるのか。出向で何とか済むのであれば、市教委に置かれて市長部局から人が出向することでもできるはずなのに、わざわざそうしなければならないのはなぜなのかっていうのが、いまいち、よく分からないんですよね。学校との連携を深めるのであれば、市教委が間に入ったほうがいいような気がするんですけど。その部分については、まだ、引き続き私も議論をさせていただきたいなというふうに思います。

先日の和解の議案の可決によって、旭川の中学生のいじめ重大事態が何か一区切りついたようなムードもあるんですけども、その中で議論させていただいたとおり、学校の責任が具体化されていないんですよね。学校が、何が悪かったのかということが結局明らかにならないまま、いじめ防止対策はこうだみたいな話だけが独り歩きをしている、それでいいのかなっていうのが学校現場の大方の声です。

じゃ、学校はどうすればよかったのか。何をしても責任があると言われるんだったら、学校はもう何もできなくなる。だったら、市長部局で全部やってくださいということをおっしゃる方もいますので、引き続き、このいじめ防止対策っていうのは、在り方なり、意義を問わなければならないんじゃないかなというふうに思っていますので、いじめ防止対策推進部はなくなるとはいえ、果たしてきた役割は変わらないと思いますし、議論しなければならないことは引き続き行われるべきだということを指摘して、この件については終わりたいと思います。

もうちょっと行けるといいますので、校内教育支援センター推進費について取り上げます。

どうも、最近、不登校対策といじめ対策と一緒に議論されているようなムードがちょっとあるので、その部分をちょっと明らかにしていきたいと思いますが、まず、不登校の要因というものを教育委員会としてはどう分析しているのでしょうか、見解を伺います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 本市の不登校の主な要因につきましては、国の調査におきまして、全国、全道と同様に、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があったの割合が最も多く、令和6年度では小学校が41.2%、中学校が53.8%となっておりますが、緊張や不安等の心理的な要因や生活リズムの乱れなど、複数の要因が複雑に絡み合っているものと捉えているところでございます。

○横山委員 では、いじめが原因とされている不登校がどれぐらいあるのか、それはどんなふうに分析されているのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 国の調査におきましては、令和6年度の不登校児童生徒について、いじめの被害の情報や相談があったの割合が、全国では小学校で1.8%、中学校で1.1%、本市におきましては小学校が1.5%、中学生が0.6%となっておりますが、この中にはほかの要因により不登校となっている児童生徒も含まれているところでございます。

○横山委員 私は、この数字もどれだけ信用できる数字なのかが分からないと思います。教育現場にいた身としては、当人にとっても、何で、例えば、体が動かないのかとか、何で朝起きられないのか、何で気持ち悪くなっちゃうのかっていうのは、多分、あんまりよく分からない。私の娘も、一度、そういうことにちょっとなりかけたことがあって、最初、本人もよく分からないんですよ。で、いろいろ話をしていくうちに、何かちょっと思い当たることが出てきて、ああ、これがそうなのかっていうことが時間がたってから分かります。

私がかつて担任をしていた子で、やっぱり1年生の大半を来られなかった子がいたんですけど、2年生で担任が替わったら突然来始めて、私のせいなのって聞いたら、いや、何で行けなかったのか分からないって言っていた子もいました。本人も分からないので、周りが分かるわけがないんですよ。

学校現場は、この原因の分からない、そういった現象に対して即応対応しているということなんですよね。そういう現状を理解した上で、いわゆる不登校対策というものを考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

それでは、昨年度、2校に置かれた校内教育支援センター、その効果について伺いたいと思います。不登校対策としては、どれぐらい、どのような形で機能しているのか、どういう分析をしているのか、伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 校内教育支援センターにつきましては、令和7年4月から、緑が丘中学校と永山南中学校の2校に設置いたしまして、スクールライフサポーターとして専門の支援員1名をそれぞれ配置しており、令和8年2月末までに、2校合わせて40名の生徒が延べ1千168回利用し、そのうち、9名が教室への復帰、9名が登校の再開を果たしているところです。

学校からは、休み時間等に保健室に来室する生徒が減少し、保健室の運営がスムーズになった、教室には入ることができないが、テストを頑張る生徒もいるため、校内教育支援センターでテストを受験することができる体制は進路実現においても大きな役割を持つと実感しているといった報告を受けておりまして、スクールライフサポーターの配置には、不登校の改善のみならず、生徒の安心感や教員の負担軽減にも大きな効果があるものと捉えております。

○横山委員 評価される声が報告されているということで、ただ、学校は効果がないって言いづらいですよね、配置、措置をしていただいている上で。何か、こう、認められるものを上げるしかないのかなと思います。9名の復帰とか登校の再開をどんなふうに受け止めるのかっていうのは、私は数ではないと思うので、そういう効果が現れた子どもがいたことは評価すべきだというふうに思います。

では、いじめ防止対策としてはどんなふうに機能しているんでしょうか、その辺の分析についても伺います。

○田村学校教育部主幹 校内教育支援センターに配置しているスクールライフサポーターについては、不登校支援員としての業務に加え、いじめ対策官として、学校いじめ対策組織の一員となり、

生徒や保護者への支援や対応に当たっております。

いじめ防止対策に関わっては、不登校生徒に対する支援以外の時間において、毎日、複数回実施している校内巡回により、生徒への見守りや声かけを行い、気になる様子がある場合には、即時に校内で共有し、対応する体制を構築しており、いじめ対策官としての働きかけが、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につながっているものと認識しております。

○横山委員 対策組織の一員となって動いている部分もあるということなのですが、ちょっと兼務の話は後でしたいと思いますけども、いじめ防止も不登校対応もそれなりにデリケートな問題で、これを1人の方で担うということは、結構、自分がもし引き受けたら重荷かなと思うところはちょっと感じています。

新年度、この2校に加えて、3校、新たに設置をするということですが、この3校が選定された理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 令和7年度は、全校生徒数の多い中学校2校にスクールライフサポーターを配置し、不登校の支援の在り方について検証することとしたところ、前年度不登校状態であった生徒が登校再開を果たすなど、設置後、すぐに大きな成果が確認できたことから、令和8年度において拡充を目指すことといたしました。

配置につきましては、全校生徒数のほか、市内全体にその効果を広めていくことを考慮いたしまして、令和7年に設置した2校がある地区以外の3校を加え、5校としたところでございます。

○横山委員 では、スクールライフサポーターはどのように選考されているんでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 スクールライフサポーターにつきましては、公募により、教員免許を有する者を任用の条件といたしまして、教員経験が豊富で不登校児童生徒に理解のある人物を選考しているところでございます。

○横山委員 さて、そのスクールライフサポーターがいじめ対策官としてどう機能しているか。先ほどもちょっと触れていただいたんですけども、それぞれ重たい課題を持っていらっしゃる方で、特に、不登校対応とすれば、新制度に変わって、来ているお子さんの対応をしなきゃいけない。一方で、いじめ対策の様々な業務もあるということを兼務させていくっていうことには、ちょっとどうなのかな、本当にそこまで担えるんだろうかという率直な感想がありますが、兼務することにも課題があるのではないかなというふうに考えていますが、見解を伺いたいと思います。

○田村学校教育部主幹 スクールライフサポーターにおけるいじめ対策官の業務として、毎週参加している学校いじめ対策組織会議での情報を踏まえ、対象となった生徒の見守り等を実施するほか、いじめ事案の対応記録作成、年3回のアンケート調査の集計、担任やいじめ対策を担当する教員への情報提供や相談対応など、学校のいじめ防止対策に係る業務全般の支援を行っており、学校のいじめ対策の取組の充実や教職員の負担軽減等に寄与しているものと捉えております。

一方で、不登校支援員といじめ対策官を兼務することについては、限られた時間の中で、両業務に係る支援、打合せ、対応等を行うこととなることから、業務の配分については改善の余地があると考えております。

次年度は、5校へと配置を拡大することから、各学校の状況に応じて、不登校支援員といじめ対策官の業務内容について検討し、スクールライフサポーターの配置が全ての生徒に対して安心して過ごすことができる環境を保障するとともに、教職員の負担軽減等にも寄与するよう支援を強化し

てまいります。

○横山委員 不登校の問題を議論するには何ぼでも時間が必要なんですけども、でも、現状は現象に対して対応しているということにすぎないので、そもそも不登校がなぜ増加しているのかという原因分析もしっかりしていけないと、今は子ども個々の課題にどうしてもなりがちですけども、本当にそうなのかと。私はそうじゃないと思っているところもあるので、その議論は、引き続き、ぜひしていただきたいと思いますし、これが5校でとどまるものなのか、さらに拡充されるのかどうか、本当であれば、こういう方が、こういう空間が全ての学校にあることも望ましいんでないかなと、そんなことも今後議論をさせていただきたいと思います。

委員長、ちょっと早いんですけども、この後、脂っこい話題があるので、昼休憩をしていただいでよろしいでしょうか。

○塩尻委員長 このタイミングで切りがよいということでしたら、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、あと1時間ぐらいかかるとは思いますが、よろしくお願いいたします。

学びの多様化学校設置準備費に関わって、提案をされている学びの多様化学校、それからスーパースクールの検討について幾つか伺いたいと思いますが、検討というのは、開設をするか、しないかも含めて検討なのか、実施、開校が前提として進めるのか、どちらになるのでしょうか。

○中山学校教育本部教育指導課主幹 学びの多様化学校とスーパースクールにつきましては、従来の画一的な教育から脱却し、誰一人取り残すことなく、個々の可能性を最大限に引き伸ばす教育の実現に向けた新たな学びの場を創出するため、令和11年4月の開校を目指して検討を進めてまいります。

○横山委員 私は、今回、これ、とても違和感を感じたのは、これは議会の説明の順番だから仕方がないのかもしれませんが、市政方針で最初に説明されたことに非常に違和感を感じているんですよね。

教育行政方針の中で、教育基本計画を踏まえて出されたものであれば、そういう教育的なニーズの判断ということで理解してもいいんですけども、市の施策としてっていうことなのかということに非常に疑問を感じているところです。

教育基本計画との整合性は取られている、そういう今回の提案なのかどうか、見解を伺います。

○工藤学校教育本部教育指導課長 不登校児童生徒の受皿となる学びの多様化学校と、特色ある教育活動を先導的に推進いたしますスーパースクールにつきましては、不登校児童生徒の増加や確かな学力と探究力の育成といった今日的な教育課題を解決するために取組を進めるものでありまして、市政方針においても示されたところでございます。

この取組により、旭川市学校教育基本計画で定める3つの基本施策、子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進、確かな学力を育成する教育の推進及び教育環境の充実を実現してまいります。

○横山委員 もっともらしくは聞こえるんですけども、それが特定の学校をつくることでしか解

決できないということになるのかという、そういう受け止めにならざるを得ないんですよ。

もし不登校が学びが多様でないことから起きているんだとすれば、全ての学校をそういうふうにつくり変えるっていうような議論をしなきゃいけないのに、特定の学校だけ、特定の学校っていうのは、どっかにある学校だけをそうするということになるわけですので、何か矛盾を感じざるを得ないんですよ。

そもそも開校の目的ですか、それから、学校現場からそういうような声があることなのか、それは、学校に聞けば、いろんなことを自由にやりたいよねっていう声はどの教員も持っていると思うんですけども、現実には、旭川教育環境の整備の中で、具体的な考えが教育委員会にも上がってきている問題なのかどうか、そのあたりの見解を伺いたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 令和5年3月に文部科学省が取りまとめました誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランにおきまして、不登校の児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが取組の一つとして位置づけられているところでございます。

本市におきましても、令和6年度の不登校児童生徒数が530人と高止まりの状況が見られるため、不登校児童生徒が登校しやすいように配慮した教育課程を編成することができる学びの多様化学校を設置し、児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ることとしたものでございます。スーパースクールにつきましては、中心部に集積する文化やスポーツ施設を活用し、地域資源を最大限に活用することにより、確かな学力と今後の社会を生き抜くために求められる探究力を育成する特色ある教育活動を先導し、成果を他の学校に還元していくことを目指しております。

児童生徒が学びを選択することができる環境整備につきましては、校長会を通して学校からの要望もあり、誰一人取り残すことなく、個々の可能性を最大限に伸ばす教育の実現に向けた新たな学びの場の創出については、学校からの期待も大きいものと捉えております。

○横山委員 そういった御説明をいただければもっともらしく聞こえてはくるんですけども、ちょっと、うんっ、どうなのかなと思う考え方も散見されるので、ちょっと分けて少しお伺いをしたいと思います。

学びの多様化学校、いわゆる不登校対策としての考え方についてなんですけども、これ、結局、教育課程に問題があるから不登校が生じているっていう分析に基づいてつくっているなら分かるんですよ。でも、そこをきちっと分析もされていないで、そういうふうに対応したほうがいいんじゃないかっていうことでしかないんじゃないかなと。個々、個別に対応するのであれば、午前中に取り上げた教育支援センターのような校内的な組織を各学校につくることのほうが効果があるというふうに私なら思うかなと思うんですよ。

いわゆる特例校をつくって、具体的に何を解決しようとしているのかが、どうも、やっぱりよく分からないんですよ。結局、登校の原因の分析がしっかり行われない中で、取りあえず、こういうものをつくって見たら何か変わるんでないかっていうことだけなのか、希望的な観測なんじゃないかなというふうに思いますし、本当にそれが効果的だというふうに考えるのであれば、特例校ではなくて、全ての学校でそういう議論をしなきゃいけない。つまり、今の学習指導要領下の学校の体制に問題があるということになるわけですので、その学校だけ変わっても仕方がないですね。

それから、通ってこられる子だけが対象になるわけですので、通えない子たちはどうするのか。

そもそも、そちらに対する手だてはこの多様化学校は考えていないのか、様々な課題があるような気がするんですけども、まとめて見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 不登校児童生徒への支援につきましては、登校できるものの、教室に入りづらい場合は、校内教育支援センターにおいて実施し、登校が困難な場合は、教育支援センター、ゆっくらすにおいて行うなど、児童生徒の状況に応じて取組を進めているところでございます。

本市の不登校児童生徒の63%は、ゆっくらすやフリースクールなど、在籍校以外の機関とつながりがなく、児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができる環境の充実が必要であると考えております。学びの多様化学校では、従来の学校生活になじめず、学びにアクセスできない児童生徒を対象としており、当該学校で蓄積した専門的な知識や経験を他校に広め、本市全体の不登校対策の充実を図っていく考えであります。外出が困難な児童生徒に対しましては、学校等において1人1台端末を活用した遠隔での学習支援や教育相談を実施しており、学びの多様化学校においても、こうした同様の支援に取り組んでまいります。

○横山委員 学びの場を整備したいということは理解するんですよね。そういうニーズがあるってことは十分理解をする。それが、その解決方法は学校をつくることなのかどうかっていう、その是非を問題にしているわけなんですよ。

学校って、組織体になるわけなので、通ってくる子どもも含めてどういう集団をつくっていくかっていう課題があると思うんですよ。もちろん個別対応は考えなきゃいけないですけども、複数の子どもたちが集まって社会をつくるっていう、そういう場ではあるので、そこをどうしていくのかっていう、何か、議論が見えないなということは課題として指摘をさせていただきたいというふうに思います。

それから、これ、特定の校区に、どっかにつくられることになると思いますので、そこに通えるっていう物理的な制約が必ず出てくると思います。遠距離だとか、送迎はどうなるのかみたいなことも含めて課題がたくさんあるような気がしますので、具体的な場所は知らされていませんけども、こっちの学校こそ、何か、市内中心部のほうがアクセスを考えたときにはいいのかなという気もしますが、その部分を含めて検討材料に入れていただきたいと思います。

私がもっと問題にしているのはスーパースクールのほうなんですよ。これ、具体性が何もないんですよね。予算の説明の中には、英語で授業だとか、教科の枠を取っ払ってみたいなこと、で、確かな学力と言われちゃうと、何かエリート校をつくるのかっていう、そういうイメージで、最初、私は受け止めました。

でも、必ずしもそうではないということのようなんですけども、じゃ、何のためにそういう特別な学校をつくらうとしているのかっていう、つまり、選ばれたって言い方はおかしいけど、特定の子どもに対してしかそういう学校の恩恵は基本的にないわけですよ。通えない子どもにとっては関係のない話なので、そういった学校をつくるのが果たして公教育の役割としてふさわしいのかどうかということを問題にしないといけないかなというふうに思います。

そもそも、旭川市特有のそういう課題があるのか、そういうことがどうしても必要なので、こういう学校をつくらなければならないのかっていう要請がどこまであるのかということですよ。市長の説明の中には、全市から通えるっていう説明が本会議の説明の中でちょっとありましたので、

そうすると、学区を超える、関係なくするということになると思います。そうしたら、うたい文句に引き寄せられて全市から集まってくる。当然、定員をつくるでしょうから、そうすると、倍率が出て落とされるっていうことも、試験をするのか、そうではないのか、抽せんなのか、そこも分からないわけですね。

都市部の小学校受験、中学校受験のある地区は、やっぱり、落ちた子どもたちが非常に大きな悩みを抱えるということも随分問題にされているようなんですけども、そういう土壤がない旭川でもそれをやってしまったら、いわゆる教育界、教育現場も含めて、保護者も含めて、社会に大きな混乱を与えることにもなる、そういう波及効果も考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

様々、私は、これは問題があると思います。そもそも具体性がないので、こんな学校ができたらいいなあで、話ならいいですよ。でも、必ずしもそうでもないし、小中一貫でつくるっていうことまで打ち出している以上は、何か具体的なものがないと、ちょっと非常に乱暴な議論になるんじゃないかなっていうことを懸念しています。

全国的には、特に、小学校で、今の現行の指導要領の教科の枠を超えた教育実践をやっている学校は確かにあるんですね。でも、なかなか、これ、小中一貫でやるっていうのはそんなに例がないような気がします、そういった課題をどういうふうな認識でいるのか、現時点の見解を伺いたいと思います。

○坂本学校教育部長 まず、スーパースクールにつきましては、文部科学省の特例校制度を活用して授業時数や教育課程を弾力的に運用できるものであります。

本市では、小学校から中学校までの9年間にわたって一貫したカリキュラムにより学びを深められる義務教育学校としての設置を目指しているところです。市内全域から通学可能な特認校とする計画であり、既存の特認校では、募集定数を超えた場合、抽せんにより入学者を決定することとしておりますので、そうした方法も含めて、学校現場や保護者の皆様に混乱を生じさせないよう、また、カリキュラム編成と併せて検討をしております。

教育活動で得られた成果は、他の学校に還元し、市内全ての児童生徒が学びの充実を図られるよう、先導的な役割を担うことも想定しております。

校舎については、人口減少や児童生徒数の減少といった趨勢を踏まえ、本市全体の持続可能な学校運営に加え、設置に向けた財源も考慮して、統廃合対象の過小規模校の施設を有効活用することを予定しております。

○横山委員 これからの検討ということで、具体的なことがなかなか言えないことも理解しながらも、ちょっと突拍子もないことかなと。

私は、自分が現場にいてこの話を聞いたら、えっ、何のためにやるのっていうふうな受け止めでしかない。今の学校の現状、ほかの小中学校の現状を何とかすることが先決のような気がするんですけど、そこにエネルギーを割く余力があるのかということは厳しく聞きたいなと思います。

で、過小規模校の施設を使うということは、学校自体も小規模になるということなんですね、そういうことを想定しているんじゃないかと思うんですけども、そうすると、これまで文科省が言っていた、望ましい学級数って言っていた、クラス替えができる学校が望ましいということで統廃合を進めるように言ってきた文科省の考えと矛盾をするわけですね。小規模校は駄目だって言って

きたわけですから、行政は。一方で、小規模校がいいって言っている。どっちなんだということなんですよ。

私は、どっちもあったらいいと思っているんです。だから、旭川市内に小さいサイズの学校もあれば大きなサイズもある。自由にとはならないでしょうけども、ある程度、融通が利いて選べるのが一番いいんじゃないかなと。

私は、小学校、中学校は、ほとんど小規模校で、クラス替えのない地域で育ちました。何か発達に遅れがあったり、学力的な落ち込みがあったりもあるのかもしれませんが、むしろ、旭川に転校してきて大規模な中学校に行って、非常に嫌な思いをしたことがたくさんありました。元の学校に戻りたいなと何度も思ったんですけども。子どもにとってどんなサイズがいいとか、どういう学校がいいって、みんな違うのに、何かこうでなきゃならないっていう方向で持っていくことは非常に大きな問題があると思うんですよね。それは、大人の理屈じゃないですか。統廃合しなきゃいけないから、何か新しい名目をつくって学校をつくって生き残りをみたい、財政論みたい、話なんで、教育論はないんですよね。何かこう、今、教育界に問われていることと行政がやろうとしていることに何か非常に大きな乖離があるような気がします。

スーパースクールは思い切って見直すべきだというふうに思いますので、ここは、答弁は求めないですけども、検討するということなので、開校を前提としない検討を求めているというふうに思います。

では、この件については終わりたいと思います。

次は、これも、毎回話題にしてきましたインクルーシブ教育の推進に関わってですけども、まず、特別支援教育推進費で特別支援教育補助指導員の配置をずっと行っていますが、事業の概要も併せて、そして、新年度の予算額をお示ししたいと思います。

○江刺学校教育部学務課長 特別支援教育推進費につきましては、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その一人一人のニーズを把握し、適切な支援を行う特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育補助指導員の配置などを行うものでございます。

医療的ケアを行う看護職の資格を持つ20名を含め、99名の補助指導員の配置を予定しており、予算額については2億9千60万5千円を計上しているところでございます。

○横山委員 多分、昨年度までは100名の予算確保だったと思います。1減でしかないですけど、でも、それでも学校のニーズは減ることはないと思うので、これまでも学校の要望を全部満たしていないという御答弁をいただいていますので、ちょっと後退なのかな、後退とは言えないけど、停滞かなというふうに思いますね。

支援学級の在籍生徒が10年間で2倍になっているっていうのは、午前中もちょっと指摘をしたんですけども、そもそもそういうことになってしまうような状況を放置してきた責任がないのかどうかということをずっと問題にしてきたつもりです。なかなか、そこが、教育委員会の考え方とずれが埋まらないということにもどかしさを非常に感じています。

既に、世の中は、障害を医療モデルではなくて社会モデルで見る、子どもたちの特性の問題ではなくて、それを受け止める社会の側の課題なんだということです。実際に、障害当事者の方といろいろ会って話したときに、障害児だけが、なぜか、やたら自立とか努力を求められるんですよね。実際に、そういうことに反発をして大人になった方もいらっしゃいました。例えば、下半身が動か

なくて肢体不自由のお子さんは、どんなに頑張ったって歩けるようにはならないんですよ、病気ではないので。だから、それを社会の側がどう受け止めていくかっていうのが本当の共生社会、インクルーシブな社会なのに、いまだにやっぱり障害者や保護者だけが努力を求められる、そこにやっぱり問題があるんでないかなというふうに思います。

また、旭川市内では、既に、中学校で、重い障害を持ちながら普通学級で学んだっていう実践が、貴重な実践があったわけなんだけど、それを生かして分け隔てなく共に学ぶっていう環境をつくるべきだということは、市民団体の要請も含めて、これまで再三働きかけてきたところなんですけども、なかなかそれも前に進まない。もうそろそろ切り替えるべきではないかなと。

今、教員養成の大学のカリキュラムの議論の中でも、障害の社会モデルの理解を進めるということで、そういうことが議論されているようです。教育現場だけが既に遅れているのではないかなというふうに思いますが、改めて、そういった社会モデルによるフルインクルーシブに近づける、そういった施策を進める考えがあるのか、ないのか、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○江渕学校教育部学務課長 子どもたちが、障害の有無にかかわらず、共に学び、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した学校生活を過ごすことができる環境が重要であると認識しております。

本市では、個別の教育的ニーズに的確に応えた指導を的確な場で提供するため、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを推進しております。特別支援学級等に在籍する児童生徒はもとより、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、一人一人が持つ発達の課題を理解し、その課題の改善と克服を図っていくことのできる環境づくりを進めるとともに、今後におきましても、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、教職員の特別支援教育の専門性の向上やインクルーシブ教育の理念の共有を図ってまいります。

○横山委員 津久井やまゆり園事件を御記憶の方もいらっしゃると思いますが、実は、あの事件を教訓に、神奈川県は、県単位でもそうですし、各自治体でも、フルインクルーシブに近づける行政努力が進められているところ、温度差はもちろんありますけども、そういうことが今進められようとしています。神奈川の議員さんとか、先生方からも話を聞かせていただきました。もう、共に学ばない社会はまずいという認識を神奈川では非常に共有しているということなんですよ。

これ、実は、旭川も同じだったんじゃないかと思いますよ。あの中学生いじめ重大事態に伴って、共に学んでこなかった弊害が、あの中学校での様々な人間関係のあつれきみたいなことにつながっていったってことは証明されているわけですよ。あの子は、小学校は支援学級在籍だったので、共に学んでこなかった子なんですよ。それがいきなり普通学級に中学校で入って、人間関係に苦しんだ側面はやっぱりあったんだと思いますよね。

多様性を認め合うってお題目を掲げていますけども、分けて育てたら多様性は認め合えるようにはならないです。私も養護学校の経験がありますので、分けられた社会で多様性を認め合うことは非常に難しい。社会の側がアプローチをしなければならないということは長年の課題なんだけど、なかなか前に進んでいないということは指摘をしておきたいと思います。

では、この件については終わりたいと思います。

次に、なかなか予算と結びつく話ではないんですけども、学校環境を変えなければいけないって大きな課題の中で進められてきた働き方改革推進プランに関わる課題、ちょっと何点か触れたい

と思いますが、まず、在校等勤務時間の推移について伺いたいと思いますが、その中で、これまで、私は、持ち帰り業務の存在とか、それから、週休日の勤務の存在を問題にしてきました。

これまで、市教委は調査をしてこなかったということで答弁をいただけないまま推移をしてきたんですけども、現状はどうか、認識を伺います。

○中山学校教育部教職員課主幹 時間外在校等時間については、過去5年間の全ての職種の年間平均の数値を見ますと、令和2年度が28時間40分、令和3年度は28時間2分、令和4年度は27時間26分、令和5年度は25時間21分、令和6年度は26時間18分と年々減少している傾向にあり、本年度においては前年度と同程度と見込んでおります。

次に、業務の持ち帰りや週休日の勤務時間の状況についてであります。今年度の働き方改革に係る教職員の意識調査で新たに確認したところ、小中学校ともに約60%の教職員が持ち帰りを行っており、その時間は1週間当たり平均2時間未満との回答が約70%となっております。また、持ち帰りの業務内容は、授業や学校行事の準備、掲示物や通信の作成といった児童生徒の指導に係る業務であり、持ち帰りを行う理由として、家事、育児など家庭の事情または通勤事情のためと答えた割合が最も多くなっているところです。

週休日の勤務時間の状況については、小学校では約15%、中学校では約75%の教職員が行っており、大きな開きがありますが、この理由につきましては、中学校における部活動指導によるものです。

○横山委員 年々減少している傾向とおっしゃいましたが、これは、年々減少している傾向ではないです。何も変わっていないっていう誤差の範囲のお話だと思います。現場の教職員の受け止めは何も変わっていないよって、むしろ忙しくなっていると答える方もいらっしゃる。

それから、持ち帰り業務や週休日の勤務については、個々の時間を調査したわけではないので、あくまで意識調査ですので、存在は認めたということではかないので、これについては、新年度以降、きちっと調査をすべきだと思います。これらも含めて、在校等時間ではなくて、時間外で勤務を行っている実時数をきちっと継続すべきだということを求めたいと思います。

それから、部活動の問題は、ちょっとまた後で関わるところなので、そちらでも触れたいと思いますが、さて、その進まない勤務時間縮減、いや、減少していると教育委員会はおっしゃいましたが、私は進んでいないと思いますので、これが教職員人事に影響を与えているというふうに見られるような兆候が今出てきています。

中村みなこ委員も、早期退職の問題をちょっと話題にされていました。私もちょっと今年の人事の内示の情報を受けて、ちょっとびっくりしたんですけども、若年層が少なからずいたのはずっと変わらないんですけども、ちょっと数が増えていないかということと、それから、今、定年は段階的に延長になって61歳までですよね。来年が62歳までになるんですけども、60歳を区切りに辞めるという人が私の知り合いでも結構いるんですよね。

当然、年金は出ないわけですよ。蓄えがたくさんあって、生活には困らない人たちなのかもしれないけど、生活を維持させるために時間、年数を延長していったって、再任用とか様々な制度も整備していったけども、もうそれからドロップアウトしていったということなのかなというふうに思いますが、教育委員会で押さえている早期退職の現状、どのようになっているのか、簡単に御説明ください。

○山下学校教育部教職員課長 令和7年度の早期退職者については、小中学校合わせて52人の見込みであり、定年延長となった令和5年度から早期退職する教職員が増えている状況にあります。年代で見ますと、早期退職者52人のうち、20歳代が13人、60歳での退職が20人となっており、昨年度の状況と比較いたしますと、20歳代では6人、60歳では5人増えている状況にあります。

退職理由については、個々の教職員の退職理由までは確認しておりませんが、一般的には、結婚や育児、親族の介護など家庭の状況のほか、病気による健康状態の悪化、教職員以外の職種への転職などが挙げられます。また、60歳代では、定年前再任用短期間勤務を選択する者もいます。

○横山委員 個々の理由までは確認していないということなので詳細なデータがあるわけではないんですけども、簡単に言うと、もう、いいわって言う人が多いんですね。私が話を聞いた中で、もう、いいよと。

もう、いいよの中身は何かというと、60歳になったら給料が下がるんですよね、定年延長になったその先の1年間、2年間。だけど、求められる仕事が変わらない。60歳を過ぎても担任を持っているし、何とか部長もやっている、ひどい人は部活の主顧問までやっているって。いや、それだったら、もう、いいわって、短時間勤務でハーフでいいわと。もう、そのハーフも疲れたわってというような声も聞いているんですよね。つまり、もう学校が健康で長く働けない職場になっているということです。これは、この国にとっては危機的な問題ですよ。定年退職者が出て若手が補充されていくっていうことを前提に教職員の人事って行われていくけども、もうそれが破綻をしているということだと私は思います。

文科省も待遇改善みたいなことを一生懸命言ってきましたけども、いや、私も教員をやっていたけど、金のために働いているわけではないんですよね。金もうけしたいのなら、もっと違う仕事があったような気がしますけども、そうでない魅力が教員にはあったと思うし、それを奪ってきたのは誰なのか、何なのかっていうことを議論しないと、この問題は、多分、もう解決をしないんじゃないかなというふうに思います。

申し訳ないけども、旭川には入りたくないと言っている教職員も、たくさん、実はいます。その理由は様々です。子育て環境を理由にしている人もいました。学校の業務を問題にしている方もいました。そうやって選択されているということなんですよ、今ね。これで、果たして子どもたちの教育環境を維持できるのか、10年、20年続けていけるのかどうか、今、実は、大きな岐路に立っているって何年も前から言っているような気がするんですけど、非常に大きな問題だと思いますし、現行の働き方改革推進プランも、もう限界なんじゃないですかね。ほとんど効果が出ていないよ、これ以上の。結局、現場任せなんです、最後までね。現場で削減しなさい、早く帰りなさいって。早く帰りなさいって言われるから、平日はみんな早く帰るんですよ。その分、持ち帰ったり、土日に出ていっていると。いや、普通に、皆さん、言いますよ。いや、うるさいから帰るんだって、管理職がうるさいから。その分、土曜日来て、日曜日来てやっているわって。何も現状は変わっていないことに目をつぶっているんじゃないかなという気がします。

なかなか見解を示すのは難しいかもしれませんが、こういった現状を十分認識されているのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○坂本学校教育部長 教職員を取り巻く環境については、いじめや不登校への対応、また、部活動

指導、情報化の進展などで大きくさま変わりをしております。それと並行して、教職員の仕事も複雑多様化し、業務量も年々増えてきているということは、我々もそのように感じております。

仕事と生活のバランスを取りながら、自らの能力を発揮できる環境の整備は、学校現場に限らず、あらゆる職場にとって重要であり、学校現場や職員の困り感に目を配り、誰もが安心して働き続けられるよう、職場環境の充実に継続して取り組んでいく必要があると考えています。

こうした中で、きめ細やかな指導が行えるよう、本市独自の取組としては、特別支援補助指導員やスクールライフサポーターの配置拡充など、教育環境の充実と併せて、国や北海道に対しては、教職員の負担軽減に向けて、制度の充実や新設について継続して要望や提言も行ってきております。

働き方改革推進プランによる取組は、すぐに効果が現れるものばかりではありませんが、引き続き、校務効率化の推進や学校運営体制の見直し、部活動の負担軽減など、着実に取り組み、教職員一人一人が意欲を持って、そして、その能力を最大限に発揮できる魅力ある環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

○横山委員 お言葉を返すようですが、残念ながら、もう、それも限界に来ているんじゃないかなということは指摘をしておきたいと思います。

教育委員会が、様々、努力されていることは十分理解はしているつもりですが、何か適用範囲を超えている事態に至っているということ、教育長もぜひ受け止めていただきたいと思います。

では、次に、教育費の保護者負担軽減について、新しい提案もありましたので、それについて、子ども未来リユースバンク事業について少し伺いたいと思いますが、事業の構築の方法ですとかリユースの対象の是非など、これから手法を検討するという部分、実際にやってみるっていう段階の話ですので、現段階のお考えですとか、それから、制服については、制服統一化っていう文言もちょっと出てきていましたので、その辺、どういう考えで打ち出しているのか、そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

○江洲学校教育部署長 子ども未来リユースバンク事業についてでございますが、昨年秋に実施いたしました保護者アンケートを踏まえ、要望の多いスキーや制服を中心に11の学用品のリユースを対象とし、適切な改修や譲渡方法も含めて実施方法の検討を重ねてまいりました。

本市と同規模の自治体では前例のない取組であるため、令和8年度においては、試行期間として利用実績や保護者の要望を適宜把握し、運営方法や対象物品の改善を図りながら利便性の高い制度構築を目指してまいります。

次に、中学校の制服についてでございますけれども、制服を統一化した全国の事例におきましては、リユースが促進されることによる保護者の経済的負担の軽減に加え、機能性や快適性の向上、さらには、地域の一体感の醸成などがその目的として掲げられております。

本市におきましても、他都市の状況や効果を踏まえつつ、まずは、学校や生徒、保護者がどのような考えや印象を持っているのかなど、統一化に対するニーズや意見の把握を丁寧に行いながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○横山委員 これからということなので、やってみてからの課題がまた出てくるかと思いますが、私は、単純に疑問として、家庭の側に立てば、ちょっとサイズが小さくなったものを提供するっていうのはやると思うんです。ただ、問題は、それと引換えに、新しい、大きくなった子どもに対応

するサイズのものが手に入らない限り、なかなか、これ、サイクルとして回らないと思うんですね。古いのは出すけども、あとは新品を買えますっていう家庭ばかりではないと思いますんで、そこがうまく回るのかなとちょっと心配なところがありますが、ほかの様々な品目もありますので、ぜひ、ちょっと、そこは推移を見ながら改善を図っていただきたいと思います。

中学校の制服については、私は、実は、個人的には制服反対派なので、制服はもう要らないというふうに思っています。大学生で制服を着ていないし、小学生も着ていないので、何で中学校と高校だけ制服を着なきゃいけないのかと、ずっと子ども時代から思っていました。もう合理的な理由がないんですよね。かつては、保護者が服をたくさん買うのが大変だからって言っていました。今、制服が圧倒的に高くて、安い服がいっぱいある時代なのに、何でまだそんなことを言っているのかなと。学校ではもう説明ができないんじゃないかなと。

皆さんは、聞いたことがありますかね、生徒の時代に、何で制服なんですかって。私はちゃんと説明をしていましたけども、もうなかなか説明がしづらくなっているような気がしますので、統一化も大事な議論かもしれませんが、存廃も含めて、ぜひ、学校や子どもたちと議論をしていただきたい。当然、保護者も含めてですね。意外と抵抗されるんです。教員が自由にしたいと思っても、保護者や生徒が反対をするっていうのは私も経験をしたので。

ちょっと余談ですけども、制服については、ちょっとまた、これも推移を見詰めていきたいと思っています。

時間があまりなくなってきたので、ちょっと急ぎます。

学校 I C T 推進の課題について、タブレット端末の更新に関わって、2 点ほどちょっと伺いたいと思いますが、まず、端末の更新が新年度からされています。既に、孫たちもタブレットは戻しなさいって言われて学校に持っていったみたいですけども、新年度、予備機や修理費の確保がどんなふうになっているか、現段階の状況をお示ください。

○成田学校教育部学務課学校 I C T 担当課長 令和 7 年度における 1 人 1 台端末の更新に際しましては、国から故障時にすぐ対応できるよう予備機を整備することの方針が示されており、本市においては、他都市の状況やこれまでの端末の故障の状況を踏まえ、予備機数を児童生徒数の約 3 % としているところでございます。また、令和 8 年度当初から新端末の使用を開始する予定であります。修繕が必要となった場合につきましては、メーカーによる 1 年保証と学校 I C T 環境整備費に計上している修繕費 1 8 8 万 4 千円を有効に組み合わせながら、子どもたちの学習が止まることのないよう適切に対応してまいります。

○横山委員 我が家には、私も含めて教員免許を持っている大人が 3 人います。2 人の小学生の孫がいるんですけども、最近の話題は、端末の持ち帰りはもうやめさせてというふうに私が 2 人から責められるんです。実際に、お子さん、端末を持って帰ってきている方はちょっと分かるような気がするんですけども、結局、管理は家庭任せなんですよ。宿題がタブレットで出されているっていうのも分かるんですけども、一方で、おもちゃにもなるわけなんですよ。もう勘弁してくれという状況があります、正直。学校で使うものにしてほしいと。宿題は、私は宿題を出したことがない人間なので、何で宿題をしなきゃいけないのかなと思っていますけども、そろそろそういうことも、もう一点、見直すべきではないかなというふうに思います。

既に、I C T 先進国と言われた北欧だとかシンガポールなんかは、デジタル教育から撤退をし始

めています。スウェーデンは、もう紙と鉛筆を使っているのかな、紙の教科書とか教材に戻すという決断をしたと。10年前に取り組んだ国がもう撤退をし始めているってことですね。つまり、日本は、周回遅れで一生懸命追っかけたけど、もう前に誰もいないということになってきつつあるということです。

植木委員のお考えに反論するようなんですけども、大人は確かに便利さが分かって、私も使わないわけではないのでいいんですけど、子どもたちは、そこまで小さいうちから、特に小学生からやらせる必要はないと思います。孫たちも、ほっておけば字は書けなくなっています。タブレット上で書くのと紙で字を書くのは違う行為なので、そういった教育論がきちっと議論されていない中で進められることは非常に大きな問題があります。

子どもたちが大きくなったときに失敗だったねっていうのだけは避けたいと私は思っていますので、娘も私の妻もそうですけども、オーソドックスな昔ながらのドリルみたいなことも併せてやっていますし、読書を普通にしたりとかっていうことも、うちの孫たちはゲーム機を見たことがないので、テレビも見っていないので、そういうことがもう一度大事にされるようになってほしいなと思っています。

行政としては、買ったものを使わないでくださいっていう指示はできないと思いますので、理解はしているんですけども、12億円もかけて効果がなかったねって10年後に言わないように、何か考えた、12億円あったら、もっといろんな、学校を半分直せますよねみたいなことかなと思います。

すみません、ちょっと時間がないので、部活動指導員配置は省略をさせていただきます。申し訳ありません、ごめんなさい、あと、まだ3つほどあるので。

学校保健関連のちょっとお話をさせていただきたいと思います。

全道の養護教員と交流する機会が何度かありまして、そこで話題となっていることがあります。一つは、健康診断の精密化が進められようとしているんじゃないかと。象徴的なことが幾つかあるんですけども、成長曲線の活用が盛んにこう言われたりするだとか、側弯症に機器を用いた何か精密な健康診断を求められているんじゃないかと、そういうようなことを危惧されている声がたくさんありましたが、現状とお考えをお聞かせください。

○池田学校教育部学校保健課長 成長曲線については、児童生徒の発育評価において積極的な活用が重要であるとされており、令和6年度に市内小中学校に配備した学校保健総合管理ソフトではその作成が可能であり、これに伴い、旭川市医師会で成長曲線活用にあたっての手引を作成したことから、令和8年度から学校での活用を周知してまいります。

脊柱検査については、視触診に加えて機器検査の導入の検討が全国的に進められており、本市においても、旭川市医師会と協議し、学校医や学校の意向、他都市の動向を把握しながら適切な方法を検討してまいります。

○横山委員 昔は成長曲線と言わなかったけど、昔、皆さんも記憶はありませんでしょうか。通知表に、身長、体重の全国平均のグラフと自分のデータと重ねて出ているんですよ。私は、いつも体重が全国平均で、身長が全国平均以下だったんです。ずっとそうでした。今、何か不自由を感じているかといったら、それは多少背が低いなというのはあるんですけども、子ども心に非常に傷つけるんですよ。ちびは努力しても治らない。だから、それを、何か平然と、健康だとかっていう

ことを理由に、子どもたちに、こう、示し続けることの何か恐ろしさを大人はもうちょっと自覚すべきだなというふうに思います。

ちょっと別な話ですが、健康診断データの提供を求める動きが結構あるという話を聞きました。旭川ではあまりないんでないかと思いますが、以前は、やっぱり、大学なんかの調査研究だとか、自治体によっては自治体の保健所からデータを下さいみたいなことが結構あるんだそうですが、旭川の現状についてお聞かせください。

○池田学校教育部学校保健課長 各学校や地域の健康課題を正確に把握し、その結果を児童生徒の保健管理や本市の学校保健行政に生かすため、学校保健統計調査を行っております。健康診断の結果について、外部の機関や団体から活用依頼があった場合は、使用目的を把握し、個人や集団が特定されるおそれがないかも慎重に判断した上で対応しているところであります。

○横山委員 一応、個人が特定されるようなデータの提供はしていないということですが、子どもたちの健康データは狙われている、そういう言説もありますので、十分お気をつけいただきたいと思います。

精密化が進んでいないんであれば心配ないのかもしれませんが、ただ、学校のいわゆる法定の健診が、実は教育課程で随分時間を食っているという現状もあります。一人一人の時間は大したことがないんですけど、集団でやるので、待ち時間がやたら長いんですよね、健康診断って。そういったことが教育課程の圧迫につながっているのではないかなということも懸念しているんですが、見解を伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 健康診断については、学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康管理上、必要な項目に限って実施しており、項目を変更する場合は、必要に応じて学校と協議の上、対応しております。

○横山委員 話は変わって、フッ素洗口のことについて、ちょっと1点だけ伺います。

2012年、平成で言うと24年から実施をしてもう十数年たつんですよね。市のホームページには、虫歯がこんなに減っていますって、折れ線グラフが出ているんですけども、全道の数も減っているんで、やっているところもやっていないところも減っているんですよね。結局、実施による効果を示すエビデンスはないんでしょうと。ずっと出しなさいって言ってきましたけど、誰も出さないんですよね。税金を使って公費で効果があるって実施しているわけなので、それを示せないっていうのはやっぱりおかしい話でしょう。

もう一つは、事故があったときの対応の責任の問題です。

あまり大っぴらにはなっていませんけども、いわゆる斑状歯と言われる、歯が白くなくなっちゃう、歯のフッ素症の出現があるという話はいろんなところで話題になっています。

ただ、これが誰の責任になるのかが明確になっていません。フッ素症がないんならないであれですけども、あることに対してフッ素洗口を進めている市としての責任はないのか、見解を伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 旭川市学校保健統計による本市の12歳児における永久歯の1人当たりの平均虫歯等の本数は、フッ化物洗口を開始した平成24年度が1.62本であったものに対し、令和6年度には半分以下に減少していることから、フッ化物洗口の継続実施が虫歯予防に一定の役割を果たしてきたものと推察しております。

斑状歯については、歯が形成される時期に長期間連続して過量のフッ化物を摂取した場合に影響があるとされており、現在行っている週1回のフッ化物洗口では、その心配はないとされております。

小中学校におけるフッ化物洗口は、教育委員会と旭川歯科医師会が協力して行っており、フッ化物洗口中、体調に変化が現れたときは、旭川歯科医師会学校保健担当理事に連絡し、対応について指示を仰ぐこととしております。

○横山委員 半分以上に減少っていうのは旭川だけの話ではないということは先ほども言いましたので、フッ素洗口を行っているところと行っていないところを分けて、全道の数字と比べて出すべきだと思います。これはエビデンスにはならないと思います。

ちょっと医療と学校現場のことは、またちょっと別な機会で議論させていただこうかなと思います。時間があまりありませんので、すみません。

次に、学校給食関係で、今回、小学校、事実上の無償化ということで打ち出されているんですけども、これ、本当に無償化と言えるのかということをやちょっと議論したいと思いますが、国の負担分が全額でないで、市が上乗せをしなきゃならないというのが今回の提案なんですけども、次年度はそれで行くということは分かりましたが、再来年度、その先も含めて、これ、永続性がある政策になるのかどうか。それが担保されないと、無償化って言えないと思うんですよね。今年限りのあれですみたいなふうにならないのかなと。

それから、中学校がこれからどうなっていくのか、市はどうしていこうとしているのか、現段階のお考えを伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 小学校の給食費については、令和8年4月から全国一律の基準額による国の支援と併せ、国の基準額を超える分を市が支援し、保護者負担を無償とするものであります。

教育委員会としましては、保護者の負担軽減の観点から無償化の継続が望ましいと考えているところですが、国では、毎年、給食費に関する調査を実施した上で、物価動向等を踏まえながら適切な基準額を設定するとしており、市費負担については全庁的な子育て支援施策を検討する中で判断されるものと考えております。

また、中学校の給食費に係る国の支援については、小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を行った上で検討するとされており、現時点では、国から具体的な実施時期や財源については示されていない状況でございます。

○横山委員 ちょっと恐ろしい答弁ですよね。今後は分からないって言ったに等しいと思いますよね。

で、給食費、これから間違いなく上がりますよね、昨今の石油をめぐる経済状況を考えたときに。つまり、毎年増額していく給食費をどうしていくのか、国の態度もはっきりしないから市も分かりません、場合によっては難しいかもしれませんって取れる答弁かなというふうに思います。

中学校は何も見通しがないのは非常に残念だなと思います。

中学校はちょっと別としても、小学校の教職員に残る給食関係の業務はどうなるのか、残るのか、残らないのか、それから、公会計化の議論はどうなっていくのか、見解を伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 小学校の給食費無償化に伴い、小学校では、これまで教職員にと

って負担の大きかった給食費徴収事務がなくなり、引き続き残る業務としましては、学校による違いはございますが、一般的には喫食数の管理、給食費支援に係る補助金申請の書類作成などがございます。

また、公会計化については、導入により見込まれる効果として、給食費徴収事務に係る教職員の負担軽減が挙げられており、中学校については、今後の国の動向にもよりますが、当面の間、これまでどおりの業務が見込まれるところであり、そうした状況のほか、新たなシステム導入に係る費用負担や公会計化未実施の他都市の状況等も踏まえながら、方向性について検討してまいります。

○横山委員 公会計化は、もう7年間、議員になった7年間、ずっとこの状態が宙ぶらりんですので、もうそろそろ何かの判断を決断すべきかなと思います。

続いて、これも、現場の栄養教員からの声を受けてちょっと質問させていただきたいことなんですけども、栄養教員の中には、担当校と言って、本務校、実際に勤務をしている学校とは別に業務を担わされている学校があります、それは、教育委員会は十分御存じだと思いますけども。これを、制度導入からずっと私も問題として伺っていたんですけども、その担当校の校長の意向で求められるものがころころやっぱり変わると。あれもやってくれないのか、これもやってくれないかみたいと言われることが多いと。それから、そこの調理場の調理員との関係で悩んでいらっしゃる方もいるそうです。つまり、ここの調理場を誰の責任で管理をしているのか、それが明確になっていない、栄養教員の位置づけも明確になっていないと。学校によって、その形態が全く違うということも問題になっています。本来は、出向がなくても業務ができるのに、何で学校に来ないんだと言われる方もいるそうです。

そういう現状をどんなふうに認識をしているのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 文部科学省の通知では、校長は、他の教職員同様、栄養教諭についても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校、地域等の実情に応じて具体的に校務の分掌を定めるとされており、校長の責任の下で校務に従事しているものでございます。

担当校業務については、本務校と担当校の管理職等の間で調整が図られ、学級担任や調理員等とも連携を図りながら、必要な対応がなされているものと認識をしております。

○横山委員 実際にこういうやり取りに困って、いわゆる業務マニュアルなるものを、個人的にっていうか、当該学校の校長と協力をしてつくったっていう、そういう報告も受けました。本来は、それは、市教委として整備すべきものじゃないかなと思います。それぞれの学校でお任せみたいなことでは、苦しむのは栄養教員ですし、皆さん、旭川市内だけで異動するわけではないので、市外から入ってこられる方のためにもそういった整備が必要だと思いますが、見解を伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 栄養教諭の業務については、栄養業務引継ぎ書として業務全体の概要をまとめたものを作成し、周知を図っており、担当校業務についても、基本的な部分はこの引継ぎ書を参考とし、個別具体的な内容については、それぞれの学校の実情に応じて、本務校と担当校で調整を図り、対応することとしております。

○横山委員 それでは、課題が大き過ぎるということなんで、ここは、ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、給食調理所の問題で、栄養教諭の配置の問題はちょっと省略をしますが、これも栄養教諭さんからよく言われるのは、調理器具ですとか施設、設備が壊れてからでないと対応してくれ

ないと。壊れそうですって言っても、壊れていないんですよみたいな反応をされて、買ってもらえないとか、更新してもらえないそうです。でも、壊れてからだと給食は作れないんですよということを再三おっしゃられていました。使えなくなってから更新では遅いんですよ。壊れる前に更新したり補充ができるような予算の確保や執行をしていただかなければ困るんだということなんです。

こういう要望に対して、どのような見解をお持ちでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 学校調理所の施設、設備、調理器具等の修繕、更新については、限られた予算の中で、緊急性や必要性を勘案し、優先順位を判断し、対応しているところですが、安全、安心な給食提供のため、予算の効果的な執行を図るとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

○横山委員 この間、どっかの自治体でありました。赤飯を全部廃棄したって話がありましたよね。あれはちょっと話の質が違いますけども、給食を作れないっていうことになったときに、今日は給食がありませんって、突然、その日に言われるんですよっていうことを想定してくださいって話なんです。よろしく願いいたします。事故が起きてからでは遅い。

お待たせしました。板東課長に、最後、出番がやっと来ました。5分しかないんですけども、学校の施設整備に関わって、幾つか伺います。

まず、学校施設の築年数の状況ですけども、築年数が長い学校がたくさんあるということは私もあらかた分かってはいますが、今後、その状況に合わせてどういう改修を進めていくのか、現段階でのお考えをお示ください。

○板東学校教育部学校施設課長 本市の小中学校は、令和7年4月1日現在、建築後30年を超える学校が約80%となっており、学校施設の改修については、建物の耐震化、給水や暖房設備の改修、冷房設備整備等を進めてきました。

これまで最重要課題の一つであった構造体の耐震化については、今年度をもって全ての小中学校で完了することから、今後については、令和3年に策定した旭川市学校施設長寿命化計画に従い、学校施設の長寿命化に向けて計画的かつ効果的に取り組むため、他都市の事例を踏まえ、必要な予算の確保について市長部局と協議してまいります。

○横山委員 30年を超えるのが80%ということですから、40年を超えるものが53.4%、最もお年寄りには明星中学校、近文第1小学校ですね。

昭和で言うと、昭和51年以降、昭和51年から昭和60年にできた学校が非常に多いんですよ。これ、多分、子どもがぐっと増えたときにばんばん建てた、5校を建てているんです。昭和57年頃、北鎮小学校、大有小学校、西神楽中学校、永山南中学校、神居東中学校って、5校も造っているんですよ。ここのボリュームが非常に大きいということですね。

校舎は古いんだけど、冷房は行き届いていますっていう、そういう校舎がだんだん増えていくということになるという、そういう現状を、ぜひ皆さんも御理解いただきたいと思います。多くの学校の老朽化が進んでいる中で、改修の優先順位はどうしていくのか、それから、その優先順位の決定に当たって、適正配置計画との関わりはあるのか、ないのか、その辺の見解を伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 学校施設の状態や点検結果から、施設の劣化状況を適切に把握し、緊急性や効率性を総合的に勘案して優先順位を決定してまいります。また、少子化による児童

生徒数の減少や学校の小規模化が進行する中、適正配置計画において、学校の統廃合と通学区域の見直しに取り組んでいることから、優先順位の決定に当たりましては、施設の劣化状況のみならず、計画との整合性についても図ってまいります。

○横山委員 耐震化は一応終わっているんですけども、それ以外の様々な故障、欠陥、様々あるっていうことは現場からもたくさん声を聞いていますが、雨漏りだとか、暖房が改修されないとか、何かコンクリート片が落ちてくるとか、屋根から雪が落ちないで氷がみたいな話とか、大規模な改修になる前に細かい修繕を実施すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校施設の補修については、近年、物価や労務単価が急激に上昇しており、限られた予算で行っているというのが実情であります。このため、小規模なものは修繕、大規模なものは改修工事を基本としつつ、危険度や緊急性の把握を的確に行い、優先度の精査を徹底しながら、効果的な手法による改修を行うことで、施設の老朽化対策に取り組んでおります。

○横山委員 現場からは、もっと早く改修を進められないのか、予算を確保してでもという声もあるんですけども、予算以外にも何か課題はあるのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 老朽化が進行した学校施設の改修については、躯体のひび割れ補修や屋根のふき替えなど全面的な改修を要するとともに、建築後30年を超える学校が全体の約80%であることから、今後、長期にわたり多額の予算が必要になるため、国の財源を活用しながら費用の平準化を図る必要があります。また、財政的課題のほか、近年、設備関係の設計事業者が不足しており、改修する学校数を増やそうとしても、受注先の確保が困難であることや、施工管理を担う本市の技術職員の確保についても課題であると認識しております。

○横山委員 予算だけではなくて、業者の課題もあるということも、今回、改めて伺いました。いわゆる建設業界だとか関連業界の改編みたいなことも、何か議論をしていかなきゃならない時代になっているんだなということを痛感しています。

最後に、このままでは老朽化に改修が追いつかない、で、古くなった施設が放置されるという危険性もありますが、抜本的な対策を考えていく必要が行政、市としてもあるんじゃないかなと思いますが、見解を伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす施設であり、子どもたちにとっては学びや交流の場であることから、学校施設を良好に保つことは重要であると認識しております。

学校施設を持続可能なものとして維持していくためには、これまでの増改築から長寿命化に方向を転換し、適切な維持管理を推進することでトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りつつ、効率的かつ効果的に整備を進めていく必要があるものと考えており、こうした取組を通じて引き続き子どもたちの安全、安心な教育環境の整備に努めてまいります。

○横山委員 質疑は終わりますが、今日、副市長には特に答弁を求めなかったんですけども、予算だけではなくて、様々、教育環境の整備については、課題、大き過ぎるぐらい大きいと私は思っていますので、これまでのような予算の考え方では多分まずいと思います。というふうにならないように、何らかの手をぜひ打っていただきたいと、退任される副市長には申し訳ないんですけども、次の方にぜひ引き継いでいただいて、子どもたちの環境をしっかりと整備していただきたいということ

をお願いして、終わりたいと思います。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 3番、参政党の笠井まなみです。

私からは、母子保健推進費、特別支援教育振興費、いじめ防止対策推進費、ジオパーク構想推進費について伺ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

乳幼児健診から入ってまいります。

子どもの健康状態や発育、発達の状況を確認し、疾病の予防や早期発見、早期支援につなげていく非常に重要な取組であると、障害を抱える子どもの母親としてもそのように認識をしております。

特に、近年は、子どもの発達に関する相談も増えてきており、健診をきっかけとして保護者が子どもの発達について気づき、必要な支援につながっていくケースも多いのではないかと感じております。一方で、発達に関する課題というのは非常にデリケートなものであり、保護者にとっては、自分の子どもに発達の遅れがあるのではないかと受け止めるまでに非常に時間がかかり、必要な療育へなかなかつながりにくいといった場合も少なくありません。また、私自身も、保護者の方から相談を受ける中で、療育や児童発達支援とはどういったものなのか分からず、不安を抱えながら情報を探しているという声を伺うこともあります。そうした中で、乳幼児健診を入り口として、どのように子どもや保護者に寄り添った支援につなげていくのかという点は、大変重要であると考えております。

そこでまず、本市の乳幼児健康診査の取組について、順次、お伺いしてまいります。

4款1項1目、本市で実施している乳幼児健康診査は、母子保健推進費でございます。

まず、予算概要につきましてお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 母子保健推進費における予算の概要につきましては、予算額4千324万2千円となっております。

その内訳といたしましては、健診に従事する医師等への専門職への人件費としまして2千365万1千円、10か月児、5歳児健診の委託料と使用料としまして1千725万6千円、消耗印刷費及び通信運搬費等を合わせまして233万5千円を計上しております。

○笠井委員 乳幼児健康診査では、対象児の現状をスクリーニングし、発達の気づきや疾病の予防、早期発見、早期対応に努めているものと認識をしております。

その中で、健診の結果、疾病が確認された場合や経過観察が必要と判断された場合には、どのような対応を行っているのか、お示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条に基づき、10か月児健診は市内の小児科クリニック等での個別健診を、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健診につきましてはw a k a ・ b aにおいて集団健診により実施しており、令和8年度予定

で実施する5歳児健診は、10か月児健診同様に、クリニック等での個別健診で行います。

健診では、保健師等の問診や栄養士等の相談のほか、小児科医の診察を行います。その中で、医療が必要と判断された方には医療機関を紹介し、発達面での再確認が必要となった場合には幼児健康相談において経過を把握するとともに、発達における専門医が支援が必要と判断された場合には療育などを紹介するなどして、子どもと保護者へのサポートを実施しております。

○笠井委員 健診の種類や個別で行っていること、集団による実施の方法、また、健診後の対応について理解いたしました。

乳幼児健診では、疾病の疑いがある場合の医療機関への紹介や、発達面での再確認が必要な場合の相談対応など、様々な形でフォローが行われているものと認識しております。

そこで、お伺いしますが、乳幼児健診の中で、医療機関への紹介や再確認が必要と判断されるなど、何らかの形でフォローが必要となる割合がどの程度あるのか、令和6年度の状況についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 乳幼児健診における継続的な支援を必要と判断する本市の基準につきましては、医療への紹介が必要である、発達、発育の理由で再健診が必要である、幼児健康相談への案内を要する、家庭環境等による地区担当保健師フォローが必要である、現在、既に医療及び療育のフォローを受けている子どもなど、様々な状況を含んでおります。

この基準において、令和6年度の継続的支援になる割合についてでございますが、4か月児健診26.5%、10か月児健診14.6%、1歳6か月児健診47.6%、3歳6か月児健診40.2%となっております。

○笠井委員 なるべく広く、少しでも不安がある対象児について、継続的な支援が必要であると判断し、フォローにつなげているという数字が見えてきたかと思います。フォローにつなげているこの取組というのは、必ず大事なものになってきますので、引き続きフォローをお願いしたいというところです。

一方で、健診によって継続的な支援が必要と判断される割合が4割程度に及んでいるということをお聞きすると、今後は、そのフォロー体制についてもより充実させていく必要があるのではないかと感じております。

発達面でのサポートが必要な場合はどのようにしているのか、お示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 発達面のサポートについてでございますが、例えば、3歳6か月健診などで発達面での再確認が必要となった場合には、保護者の了承が得られている場合に限り、保育所や幼稚園などの集団生活の場との連携を行い、集団生活における様子を確認し、幼児健康相談を御案内しております。

幼児健康相談では、園での様子や当日の子どもの様子、保護者からの聞き取りを行いながら、必要に応じて、心理士による相談対応や言語聴覚士による相談対応、また、専門の小児科医による診察及び保健師による保健指導を行い、丁寧に子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭や園での過ごし方や、必要に応じて児童発達支援などを紹介するなど、子どもの状況に応じた対応を保護者と共有しながら実施しております。

○笠井委員 幼児健康相談などを通して子どもの状況を確認しながら、必要に応じて、親御さんの同意が得られている場合に限りですけれども、療育につなげているということでした。児童発達支

援は、発達に課題のある子どもに対して、早い段階で支援を行うことで子どもの成長を支えていく大切なものであると認識しています。

健診などをきっかけに児童発達支援につながるまでにどのような流れで進んでいくのか、また、実際に利用開始までにどの程度の期間を要しているのか、お示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 おやこ応援課で行いますサポートにおいて、児童発達支援までの流れについてですが、健診後に幼児健康相談を御案内し、発達に関する専門医及び保健師、心理士等にてお子様の状況を確認し、保護者への相談対応をすることで、保護者が児童発達支援の利用を希望した場合に、専門医師に児童発達支援の利用が適当との意見書を記載し、保護者に手交いたします。次に、障害福祉課への予約をするための流れを職員から保護者に丁寧に説明いたします。その後、障害福祉課での受付から受給者証の発行までは、受付状況により異なりますが、おおむね1か月から2か月程度と伺っておりますので、発行までの間、何か不安なことや相談があれば気軽に当課に御連絡いただくよう、保護者の方へはお伝えするなどのサポートを行っております。

○笠井委員 この療育の待機期間というのは、保護者にとって、児童発達支援というのは我が子にこれから何をするのだろう、療育とはどういうものなのだろうと、様々、思いが巡る時間でもあります。また、自分の子どもに発達の遅れがあるかもしれないと健診で言われたときには、本当に受け止めるまで大変な時間を要するというのを相談でもよく伺っておりますし、特に第1子の場合、そのような傾向が強いのかなと相談を受けていて感じているところでございます。中には、スマートフォンや育児本などで、様々、情報を調べる中で、かえってこれからの育児に悲観的になってしまう保護者もいらっしゃるということで、そうした期間に相談体制があるということ、今、確認できましたので、これは大変重要であると感じております。児童発達支援を受けられるまでの間についても、不安なことがあればおやこ応援課でサポートを行っているということも確認でき、安心いたしました。

そこで、次にお伺いいたします。

児童発達支援や療育の利用については、その場では、一度、理解や納得をされたとしても、その後、やっぱり療育は必要ないのではないかと判断される御家庭もあるのではないかと思います。また、状況によっては、明らかに、保育士さんとか、そういった方から見て療育が必要と思われる場合でも、保護者の方がかたくなに受け入れず、療育につながらないという、こういった難しいケースもあると考えます。非常にデリケートな問題ではありますが、保護者や子どもの気持ちに寄り添いながら、時間の経過とともに考えが変わる場合もあるかと思います。

そのような保護者に対して、本市としてどのように対応しているのか、お示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 相談後に保護者の考えが変わる方の対応につきましては、保護者から連絡がある場合には、再度、丁寧に相談を行い、保護者の気持ちやお子さんの様子を確認し、そのときに合った支援など、保護者や子どもに寄り添った対応をさせていただいております。また、保護者から連絡がない場合でも、園などとの連携について同意をいただいている場合には、園との連携により、そのときの状況を把握しながら適切なサービスの提案を行い、そのときの保護者の受け止めや子どもの状況把握に努めております。

保護者における子どもの現状把握には、それぞれの保護者で受け止め方や受け止めるまでに時間がかかることを認識しておりますことから、健診後のフォローにおきましては、相談者や支援者の

都合ではなく、保護者や子どものタイミングや気持ちに寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

○笠井委員 ただいまの答弁で、保護者や子どもの状況を丁寧に捉えながら、それぞれに合った支援を行っていくということでございました。今後も、引き続き、親子とのつながりは必ず持ったまま支援をお願いしたいと思います。

とある近所の方から、保育園にどうやら通っていないようだ、どうやら発達が遅れているという情報が入ってきたことがございまして、すぐ確認を取ったところ、その子は園にしっかり通っていたということなんですけれども、やはり、御近所の方からすると、療育につながっていないんじゃないとか、そういった目でも見られる、見られがちとか、そうみたいなので、現状、しっかり、おやこ応援課のほうでつながりというのは必ず持っていますよということが今回分かりましたので、引き続きお願いしたいと思います。

一方で、発達に関する医療機関の受診はかなり時間を要すると伺っておりますし、私も実体験で日頃感じております。また、療育の分野も、専門の人員の不足、これも課題であると認識をしております。

このような状況の中で、不安を抱える保護者に対し、本市としてどのような相談支援体制を整えているのか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 発達の医療機関につながるまでの相談支援体制についてでございますが、市内の発達医療機関受診まではかなりの時間を要することは認識しております。

そのような中、保護者がどこにも相談できず、不安な気持ちが継続しないよう、おやこ応援課では、いつでも気軽に相談いただくよう、保護者の方へはお伝えしております。また、関係機関との連携につきまして、同意をいただいております保護者におかれましては、保育所、幼稚園とも連携し、情報共有するなど、医療機関につながるまで、希望に寄り添いながら児童発達支援につながるサポートを行うなどの支援体制を整えております。

○笠井委員 本市では、乳幼児健診を通して子どもの発達状況を把握し、必要に応じて児童発達支援など療育につなげているということでございました。

乳幼児健診、早期に発見できるという体制が整っていることは大変重要であり、さらに、5歳児健診も加わり、本市の取組は評価したいと思います。

一方で、保護者の方からは、発達の遅れに気づいてもらえたのはよかったが、その後の支援につながるまで非常に長いという、実体験のこともありますし、そういった御相談も受けております。

ほかの自治体をいろいろ調べてみますと、親子教室だったりとか、巡回支援、ペアレントトレーニング、こういったことを市独自で行っているということで、その後、公的機関や病院につなげている、そのようにやっているところもありますので、ぜひ、これは調査しながら進めていただけたらと思っております。

子どもの発達支援は、早期発見だけではなく、早期支援があつて初めて意味を持つものだと考えますので、今後も、保護者の不安に寄り添いながら、支援体制の充実と専門医の確保、これは結構深刻なのかなと思いますけれども、保健師さんも必要ですし、心理判定士さんも必要です。相談員さん、そして、作業、言語、理学と、本当に様々な方たちに関わっていただくことにもなりますので、ぜひ、道と連携を行いながら、旭川市はこれだけ待機療育が生じていますよということで情報

共有を行っていただきたいと思いますし、さらには、おやこ応援課だけがこれに関して抱えるということは思ってもいなく、さらに障害福祉課にも情報提供しつつ取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

委員長、ちょうどここで区切りがよいんですけれども、よろしいでしょうか。

○塩尻委員長 分かりました。

それでは、少々早いですけれども、休憩を取らせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後3時15分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 先ほどは、早期発見、早期支援という視点で質疑を行ってまいりました。

続いて、障害のある子の、今度、連携という部分に入っていきたいと思います。

小学校費では10款2項2目、中学校費では10款3項2目の特別支援教育振興費のうち、「すくらむ あさひかわ」についてお伺いをしてまいります。

発達に特性のある子どもや支援を必要とする子どもに対しては、できるだけ早い段階で支援につなげ、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援体制を構築していくことが重要であると考えております。そのためには、保護者だけに負担をかけるのではなく、保健、医療、福祉、教育など、関係機関が子どもの情報を共有しながら支援をしていく仕組みが必要であり、その一つのツールとして旭川市で運用しているのが「すくらむ あさひかわ」であると認識をしております。

特別支援に係る情報共有ツールとして、この「すくらむ あさひかわ」については、これまでも定例会の質疑や予算等審査特別委員会などでも取り上げてきたところであります。今年度においても、関係部局にまたがり、その取扱いや活用について庁内で会議や協議が行われてきたものと承知をしております。

一方で、制度として整備はされておりますけれども、現場で実際に活用されていなければ、子どもの支援には十分につながらないのではないかと感じております。

そこでまず、「すくらむ あさひかわ」は、現在どのように運用され、どのような取組が行われているのか、その現状について確認をしてまいります。

特別支援教育振興費について、その事業概要と予算額についてお示してください。

○江渕学校教育部学務課長 特別支援教育振興費につきましては、障害のある児童生徒への支援の充実を図ることを目的として、児童生徒が特別支援学級等で学ぶに当たり、保護者の経済的負担の軽減に向けて特別支援教育就学奨励費の支給を行うほか、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、専門的知識を有する方々に意見を伺う旭川市教育支援懇談会の運営を行うもので、令和8年度の予算につきましては、小学校で1千252万円、中学校で1千910万7千円となっております。

○笠井委員 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うためのツールとして、専門的知識を有する方々に意見を伺う教育支援懇談会の運営の中で「すくらむ あさひか

わ」を活用していると伺っております。

この「すくらむ あさひかわ」につきましては、その後、旭川市としての位置づけ、これに変更があったのか、お伺いいたします。

○江渚学校教育部学務課長 「すくらむ あさひかわ」につきましては、保護者も、子どもの支援者の一人として、幼稚園や保育園、認定こども園、小学校や中学校、その他の関係機関とともに個別の支援計画を作成するなど、様々な場面で子どもの成長を理解し合い、必要に応じて具体的な支援の在り方を共有することで、子どもの育ちを支えていくためのファイルとして運用してきたところでございます。

今年度におきましては、庁内関係課と協議を重ね、切れ目のない支援体制構築のため、「すくらむ あさひかわ」を子どもの育ちと学びを応援するファイルとして、それぞれの施策の中で周知及び利活用を進めていくということとしたところでございます。

○笠井委員 「すくらむ あさひかわ」を、庁内関係課と協議を重ねながら、それぞれの施策の中で周知や利活用を進めていくという方向性でございました。

今回の見直しに当たり、議会でも前から指摘してきた様式の工夫について、どのように検討されたのでしょうか。特に、保護者や関係機関が実際に使いやすいよう、様式そのものの内容に変更があったのか、その点について確認したいと思います。お示しください。

○江渚学校教育部学務課長 様式につきましては、負担軽減の観点から、内容を精査の上、分量の見直しを行ったほか、誰がどのような内容を記載するのかを分かりやすくするため、記載例の充実を図るとともに、子育てに係る相談窓口にアクセスしやすいようQRコードを掲載するなど、様々な観点から見直しを行ったところでございます。

また、教育委員会といたしましては、就学相談の際に必要な様式をホームページから一括してダウンロードできるようにしたほか、就学相談用の記載例を別途作成するなど、就学相談に際し、初めて「すくらむ あさひかわ」を作成する保護者の利便性にも考慮したところでございます。

○笠井委員 「すくらむ」の内容については、精査を行い、初めて作成する保護者の方にも分かりやすい工夫をしていただいたということであり、保護者の負担軽減に一定の配慮がなされている点については評価したいと思います。

また、「すくらむ あさひかわ」は、紙媒体だけではなく、就学相談時には電子申請も可能であると伺っております。今後、「すくらむ あさひかわ」のデジタル化をどのように進めていくお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○江渚学校教育部学務課長 就学相談の電子申請につきましては、令和5年9月から運用を開始し、就学相談の際に必要な「すくらむ あさひかわ」の項目も電子申請の中で入力できるようにしております。入力した内容につきましては、保護者の端末にも保存が可能で、その内容をいつでも確認することができる一方、その個人に関わる情報を庁内関係課や外部の関係機関、保護者や児童生徒本人とどのように共有をしていくのか、また、データの管理方法やアクセス権限、セキュリティー面での課題もあるため、デジタル化につきましては引き続き課題を整理してまいりたいと考えております。

○笠井委員 就学相談の「すくらむ」については、電子申請でその内容を確認できることになって

いるということで、保護者の利便性向上につながる取組であると受け止めました。一方で、関係機関との情報共有やデータ管理、セキュリティー面などでは、課題について整理していく必要があるとの認識も示されました。

こうした課題については、今後も、引き続き整理を進めながら、検討を深めていただくよう要望をいたします。

この様式は、非常に見やすくなりましたし、誰が記入していくのかということも、保護者の方から見て、ああ、相談支援員さんと一緒に記入したらいいんだとか、今年度、すごく分かりやすくなったという声が私の元に届いておりました。もう少し早くこの取組を進めていただけたら、より、もっと活用していただける保護者の方が増えたのではないかなというところも感じたところでございます。

「すくらむ」、このデジタル化ですけれども、本当に各関係機関と情報を積み重ねながら情報共有をしていくというところで、今後、この課題にはなってくるんですけども、ぜひこれを進めていただければ、行政側も負担が軽くなる、そして保護者も負担が軽くなるというところで、これに関しましてはどうか調査をしていただきたいなと要望いたします。

「すくらむ あさひかわ」は、子どもが生まれてから就学まで、長い期間にわたり関係機関が関わる大切なファイルであり、特に、最初に保護者と接点を持つのは子育て支援部であると考えております。

そこで、伺います。

乳幼児健診などで保護者と接する機会が多い部局として、健診に来られた保護者の方々へどのように「すくらむ あさひかわ」を周知しているのか、さらに、実際に健診などの場で説明を受けた保護者がどの程度いらっしゃるのか、その人数についてもお伺いいたします。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 「すくらむ あさひかわ」の周知につきましては、母子手帳の交付時に、母子手帳の巻末に掲載している「すくらむ あさひかわ」と併せて周知を行っております。また、健診会場となるw a k a ・ b aにおいては、デジタルサイネージによる周知を行うとともに、必要な方が「すくらむ あさひかわ」を活用できるよう、保護者から「すくらむ あさひかわ」についての問合せがあった場合には丁寧に分かりやすく説明しており、令和6年度、令和7年度ともに5名程度の方に「すくらむ あさひかわ」についての説明等を行っております。加えて、おやこ応援課のホームページにも、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ あさひかわ」に関する相談として掲載し、様式をダウンロードするリンクを張るなど、必要な方が情報を得られるよう取り組んでいるところです。

○笠井委員 一方で、私の調査のほうで、令和7年度における就学時に係る「すくらむ あさひかわ」の申請件数というのを調べてまいりました。小学校新1年生で280名、在学小学校で学びの場の変更等を伴う活用、これが268名、中学校1年生では275名、在学中の学びの場を変更して活用ということが41名、合計864名がこの就学相談に活用しているということが分かっております。

こうした数字を見ますと、一概には言えない部分もあるのですが、就学時には一定の保護者が利用している一方で、乳幼児期のこの段階で周知や作成の促進という点では、まだまだこの活用の余地があるのではないかと数字から見て感じたところでございます。子育て支援部において、もう少し

し早い段階から作成を促すことが、この取組を進められれば、保護者の相談にもつながりやすくなるのではないかと考えているところでもあります。「すくらむ あさひかわ」は、必要な家庭に確実に届くことが何よりも重要であり、そのためには、保護者と直接関わる支援員や保健師の方々が共通の理解を持って説明できるこの体制が欠かせないと考えております。

そこで、次に伺います。

「すくらむ あさひかわ」を必要な家庭に確実に届けるために、支援員や保健師など現場で保護者と関わる職員への研修体制、これはどのようになっているのか、お示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 「すくらむ あさひかわ」についての研修は行っておりませんが、庁内の関係部局における会議等の内容につきまして職場内での情報共有を図るとともに、「すくらむ あさひかわ」の活用を含め、相談対応や支援が必要な方に対し、それぞれの御家庭やお子さんの状況に応じた適切な相談支援等を行えるよう、引き続き、日々の業務の中において保健師等のスキルアップに努めてまいります。

○笠井委員 「すくらむ あさひかわ」を積極的に活用していただくためには、やはり、なぜ使うのかという意味を保護者の方がしっかり理解できるということがまず大前提でございます。必要性が見えなければ、どうしても手に取るきっかけが生まれにくいという課題もあります。特に、保護者と直接関わる機会の多い乳幼児健診の場では、ぜひとも「すくらむ あさひかわ」を使う意義や、就学相談の際にも活用されることなど、保護者にとってのメリットを丁寧にお伝えしていただければと思います。

日々の業務の中で、保健師さんや支援員の皆さんにも多くの御負担をお願いしていることは承知をしておりますが、こうした説明があることで必要な家庭に確実に届く一歩につながると考えております。また、来年度から5歳児健診を実施するというところでございます。対象となる子どもの支援をより充実させるためにも、健診で得られた情報を「すくらむ あさひかわ」に反映させるなど、ファイルを活用していくことも重要ではないかと考えております。

活用することを考えているのか、お伺いいたします。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健診での活用についてでございますが、5歳児健診後にさらに相談等の支援が必要となった場合には、w a k a ・ b aにおいて、2次健診として小児科医や保健師、心理士、言語聴覚士等の多職種との個別相談の機会を設けることとしております。こうした場において、「すくらむ あさひかわ」の目的や記載方法について周知を行うとともに、活用を希望される方から相談があった場合には、分かりやすく丁寧に説明の上、記載のサポート等についても行ってまいります。

○笠井委員 ぜひ、5歳児の健診の際には、就学時に、これ、使うことになりますよと、6歳でもう就学になりますから、ぜひ周知していただきたいなと思っております。

これまで、おやこ応援課としての現状の取組について伺ってまいりました。

そこで、改めてお伺いいたします。

おやこ応援課として、「すくらむ あさひかわ」の作成の目的や意義をどのように捉えているのか、また、それを今後どのように施策に生かしていこうと考えているのか、お示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 「すくらむ あさひかわ」は、子どもの育ちと学びの応援ファイルとして、保護者や学校及び医療、保健、福祉、労働などの関係機関や支援者が、子どものよ

さや課題について共通理解を図り、育ちと学びをサポートしていくためのツールであると認識しております。

子どもは、多様な育ちの中で様々な様子を示しており、生活の場が変更となるたびに、保護者が新しい場での子どもの様子を一から説明することなく、先生などの支援員が早期に子どもの様子を理解、把握し、子どもが早期に新しい場でも自分らしく過ごせるよう、これまでの子どもの育ちなどに関する情報を共有するツールとなっているものと考えております。

そのため、おやこ応援課では母子手帳交付時から周知を行っておりますが、作成のためには、子育て中の保護者の方に一定の負担がかかることも認識しておりますことから、引き続き、必要な方が適切な時期に「すくらむ あさひかわ」を活用できるよう周知に努めるとともに、お子さんの状況や保護者の気持ちに寄り添った丁寧なサポートを行ってまいります。

○笠井委員 おやこ応援課として、周知の徹底、活用の仕方など、期待をしておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、こども保育課に伺ってまいります。

幼稚園や保育園、認定こども園に入園する子どもも多いかと思えます。

こども保育課として、「すくらむ あさひかわ」を保護者にどのように周知しているのか、お示してください。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 入園時の案内や特別支援保育に関する支援相談の場面において、「すくらむ あさひかわ」の趣旨や活用方法について保護者へ案内しているほか、市立保育所においては個別支援計画の作成時に「すくらむ あさひかわ」の様式を活用していることから、当該計画の作成時などに保護者に対し説明し、子どもの育ちの記録を関係者で共有する取組を進めているところであります。

○笠井委員 保護者の方に活用の方法を案内しているということでした。理解いたしました。

それでは、市内には多くの幼稚園、保育園があります。「すくらむ あさひかわ」の利活用を各園にどのように周知しているのか、これも重要だと思います。お聞かせください。

また、公立・私立保育園や幼稚園、さらに認定こども園で周知に差が出ないような工夫、これも必要だと思っておりますが、どのように行っているのでしょうか、お示してください。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 こども保育課においては、特別支援事業における観察保育や指導監査の機会などを通じて、具体例を交えながら各園の状況に応じた説明を行っております。

今後は、各園への巡回などを通じて現場の課題や困り事を把握する中で、「すくらむ あさひかわ」の活用状況なども把握し、周知を進めてまいります。

○笠井委員 「すくらむ あさひかわ」には、保護者が園と一緒に作成したり、園が作成した内容を保護者に代わって提出できるページがございます。

そのような中で、保護者が「すくらむ あさひかわ」の作成について園に相談した場合、誰が保護者に説明し、対応するのかといった対応の流れについて、市として、園に対し、一定のフローを示しているのでしょうか、お伺いします。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 「すくらむ あさひかわ」の作成などについて

園に相談があった場合の対応につきましては、現時点で市として一律の具体的なフローは示していませんが、園長や主任、担任など、日頃から子どもに関わる職員が中心となり、保護者に寄り添いながら説明や共同での記載を進めているものと認識しております。また、保護者と園が共同で記載する部分につきましては、保護者の同意を得ながら内容を確認して進めることを基本とし、必要に応じて市や関係機関と連携して対応する場合もあると承知しております。

今後につきましては、園での対応に大きなばらつきが生じないように、必要に応じて説明の機会を設けるなど、各園への支援に努めてまいります。

○笠井委員 各園にしっかりと周知をしていただくということでございました。

実際に現場で働く保育士の方からは、どのように保護者と一緒に記入していけばよいか分からないといった声もありまして、この制度の趣旨が十分に共有されないまま進んでいるのではないかと感じているというお話を伺っておりました。

こうした声も踏まえて、各園に対して「すくらむ あさひかわ」の利活用について理解を深めてもらうための研修、説明の機会、これを設けているのか、お伺いいたします。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 各園を対象とした研修につきましては、これまでも、初任者保育士や中堅保育士向けなど、保育の質の向上を目的とした研修を実施しているところであります。

これまで、「すくらむ あさひかわ」に特化した研修は実施しておりませんでした。就学相談の場面で「すくらむ あさひかわ」が重要な役割を果たすことや、園の現場から具体的な活用方法に関する問合せも寄せられていることから、教育委員会と連携いたしまして、保育所や幼稚園などを対象とした「すくらむ あさひかわ」の活用などに関する研修を実施する予定となっております。

この研修を通じて理解の促進を図るとともに、研修後のアンケート結果も踏まえながら、次年度以降の研修内容の充実につなげてまいりたいと考えております。

○笠井委員 次年度以降、研修内容として「すくらむ」の活用については充実につなげていただけるとのことで、前向きに捉えております。

では、改めてお伺いしますが、こども保育課として、「すくらむ あさひかわ」の作成の目的と意義をどのように捉えているのか、そして、どのように施策に生かしていくのか、お伺いしてまいります。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 「すくらむ あさひかわ」は、保護者、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が子どもの成長や課題について共通理解を図り、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない支援を行うためのツールであります。

こども保育課といたしましては、子どもの成長の記録を育ちのストーリーとして関係者で共有できること、また、進学などで支援機関が変わる際の保護者の説明負担を軽減し、円滑な情報共有につなげる点に大きな意義があると考えております。市立保育所における個別支援計画の様式として活用するとともに、必要に応じて保護者の同意を得た上で関係機関へ提供することで、早期の支援につなげるツールとして活用しております。

今後につきましては、関係部局と連携しながら、より使いやすい運用を検討し、切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

○笠井委員 「すくらむ あさひかわ」については、就学前の利活用の状況も含め、重視しており、おやこ応援課、こども保育課に共に答弁をいただいたところであります。これは非常に大切なことだと思います。就学相談となったときに、「すくらむ」を突然渡され、大量に記載しなければいけない、かつ、遡って子どもの発育状況を記入しなければならないと、いろんなお母様方からちょっと大変だという声も伺っておりました。ですから、その都度、その都度、入学の前の段階でしっかり記入していける、この取組を進めていただきたいたずっと思っているわけですが、「すくらむ あさひかわ」を含む就学前の児童へのサポート、これについて、この項目の最後に見解をお伺いします。

○向井子育て支援部長 「すくらむ」を含む、就学前児童への支援、サポートという御質問でございます。

就学前の段階では、現状の4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月児に実施をしております乳幼児健診に加えて、新年度からは新たに実施をします5歳児健診、さらには、保育所、幼稚園等における日常的な関わりを通じて、子どもの特性や育ちの状況を早期に把握し、必要な支援につなげていくことが極めて重要であるというふうに認識をしております。

その際、「すくらむ あさひかわ」につきましては、障害等の有無にかかわらず、保護者や保育現場、支援機関が同じ視点で子どもを理解し、支援内容や関係機関との関わりを整理、共有していくための一つのツールとして活用され得るものと認識をしております。

一方で、子どもや保護者への切れ目のない支援、サポートということに当たりましては、「すくらむ」の活用にとどまることなく、何よりも子どもや家庭の状況に寄り添った丁寧な支援が適切に行われることも重要であるというふうに考えております。

特に、乳幼児期においては、子どもそれぞれに成長の幅があるということもあり、関係機関が関わるタイミングや支援の方向性が見えにくい状況が生じることもございます。また、特別支援の対象となる児童に加え、医師の診断や障害認定の有無にかかわらず、発達特性等により集団保育において特別な配慮や支援を要する児童については、保護者の不安が大きくなりがちな傾向にあるものと認識をしております。

私も、このたび、この質問をいただきまして、自分の子育て、25年ぐらい前の子育てを振り返りました。本当に、就学前の乳幼児期というのは、子どもの成長一つ一つがもう心配で、不安でしかなかったなというふうに思い出しました。本当に、まず、生まれてすぐには、もう母乳の出がどうかというところから、もうミルクの飲みが多いのか、少ないのか。その後、首の座りが早いのか、遅いのか。そこを通り過ぎますと、次、また、はいはいが早いのか、遅いのか。本当に一つ一つ、で、その後も、離乳食がどうなのかとか、もう、歩くのが早いのか、遅いのか。また、就学前になると、年中、年長ぐらいになると、字が読めるとか、書けるというお子さん、算数ができたり、掛け算が中にはできるお子さんなども出てきて、そういった周りのお子さんたちとも比べて本当に心配になったりしたということも本当に思い出しました。

こうした、やはり子育てをしていくという過程で生じる保護者の悩みや不安に対しては、行政として、少しでもその解消につながる支援を行っていくことが重要であるというふうに考えておりまして、その不安解消につながればという思いの中で、現在、子どもの成長が少し気になった場合に不安解消につながればということで、パンフレットの作成にも今現在取り組んでいるところでござ

います。

今後につきましても、おやこ応援課、こども保育課、庁内の関係部局や発達支援を担う関係機関がそれぞれの役割を明確にしながら、就学前の段階で把握した情報や支援内容を、「すくらむ」の活用を含めて、必要な形で引き継いでいく仕組みをしっかりと活用していくことが重要であると考えておりますので、私たち子育て支援部は、保育士、保健師をはじめ、ＳＴ、ＰＴ、ＯＴ、そして心理士、相談員と様々な職種が配置をされておりますので、こうした取組を通じた中で、就学前から就学後までの支援が途切れることのない体制を、関係者が連携をし、様々な側面から保護者と子どもに寄り添った支援につなげていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 私も先ほども申しましたが、課題意識としては、庁内での情報共有、そこから、今度、就学に係り、道立の東川養護学校、鷹栖養護学校となると、今度、また「すくらむ」の様式が違うんですね。で、そうなったときに、また中学校ってなって、市内の中学校、あるいは入学するとなった場合、また「すくらむ」に戻ってくるんですね。今度、市と道の連携、これも重要になってくるかと思っておりますので、そういった視点で見ていただきたいなと思っております。

そして、さらには、就労、これも、障害の子１人に一つの支援ファイルがあって、その子のストーリーが書かれているわけじゃないですか。これが、親が亡くなった後、安心して、相談支援員だったり、デイとかショートステイでもそうですけども、こういったところで連携をしていく重要なファイルだということの認識を、皆さんで、これ、今日、共有させていただきたいなと思っております。

ぜひ、今後も、関係機関が連携しながら、「すくらむ あさひかわ」を必要とする御家庭にとってより使いやすく、子どもと保護者に寄り添った取組として発展させていただきたいということを期待しまして、この項目については質問を終わりたいと思います。

続いて、１０款１項３目のいじめ問題対策推進費について伺ってまいります。

近年、いじめやＳＮＳトラブル、さらには若年層の薬物乱用など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、児童生徒が様々なリスクに直面する状況となっております。

こうした中、学校における未然防止の取組や、子どものＳＯＳの気づき、早期発見、適切な対応体制を整えていくということは、大変重要であると考えております。

そこでまず、令和８年度予算計上されておりますいじめ問題対策推進費について、事業の目的と概要を伺ってまいります。

○田村学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、学校や関係機関、市長部局と連携し、様々ないじめ防止等の取組等を進めることを目的としており、１千３２２万５千円を計上しております。主な内訳は、いじめ対策コーディネーターとして配置する会計年度任用職員３名の報酬等として６６０万円、小学校第３学年全児童、教職員、保護者を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料として３１２万円などとなっております。

令和８年度につきましても、情報モラル教育や非行防止教室の開催といった未然防止の取組を推進するとともに、アンケート調査や教育相談、迅速かつ組織的な初動対応など、早期発見、早期対応の徹底を図ってまいります。

○笠井委員 ただいま、いじめ問題対策推進費の事業概要についてお伺いをいたしました。

未然防止の取組として、情報モラル教育や非行防止教室などを実施しているということでありま

した。

本市で実施している非行防止教室の取組についてお伺いいたします。

非行防止教室の主な取組、これについてお示してください。

○田村学校教育部主幹 全国では、SNS等のトラブルに係る児童生徒の犯罪被害やいじめのリスクが増大しており、本市では、未然防止対策の一つとして、警察から講師を招聘し、非行防止教室に取り組んでおります。

令和8年度については、全ての小中学校で、警察での勤務経験のある青少年育成支援員を講師とした講話を実施するほか、北海道警察本部少年課によるオンライン型の非行防止教室の活用についても学校に働きかけてまいります。

○笠井委員 非行防止教室、様々、取組を行っているということが分かりました。

SNSトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、犯罪被害の防止や規範意識の育成に向けた取組が重要であると感じたところであります。

また、非行防止教室で取り上げられる内容も、今、非常に幅広いものとなっていると思われます。闇バイトの危険性だったり、特殊詐欺への関与、スマートフォンやSNSの適正な利用、いじめに起因する暴力行為の防止、万引きなどの初発型非行の防止、さらには、飲酒、喫煙や薬物乱用の問題など、児童生徒を取り巻く課題が多様化しているものと考えております。こうした様々な課題の中でも、若年層における薬物乱用の問題が広がりを見せており、学校における未然防止教育の重要性が一層高まっているものと考えております。

そこで、薬物乱用防止に向けて、これまでどのような取組を行っているのか、お示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 薬物乱用につきましては、児童生徒がその危険性と有害性を正しく理解し、適切に行動することができるよう、全ての中学校において薬物乱用防止教室を毎年開催することを学校保健計画に位置づけておりまして、小学校におきましても学校の実情に応じて開催に努めているところでございます。

○笠井委員 中学校では薬物乱用防止教室を毎年開催するなど、児童生徒が薬物の危険性や有害性を正しく理解できるよう取組が進められているということでございました。

近年では、せき止め薬や解熱鎮痛薬など一般用医薬品、いわゆる市販薬を過量に服用する、いわゆるオーバードーズというのが若年層の間で問題となっております。このオーバードーズ、全国状況では、厚労省の2024年度の調査によりますと、過去1年以内に乱用目的で使用した経験がある中学生は1.8%、およそ55人に1人と推定されております。また、性別では男子1.5%、女子2%、学年別では1年生2.1%、2年生1.8%、3年生1.6%という結果が示されております。さらに、市販薬の入手先はどこになるかといいますと、薬局やドラッグストアの店舗が64.2%、あと、家庭の常備薬が33.3%となっており、身近な場所で入手できるという実態も明らかになってきております。

これを踏まえて、国においても販売方法の見直しなど対策が進められておりますが、若年層の市販薬の乱用、このオーバードーズは増加傾向にあります。その背景には、精神的ストレスや孤立感なども指摘されておりますが、こうした状況を踏まえて、若年層のオーバードーズが全国的に問題となっておりますが、旭川市の児童生徒に関する報告、これはあるのか、お伺いいたします。

○中山学校教育部教育指導課主幹 若年者の一般用医薬品の過剰服薬、いわゆるオーバードーズに

よる健康被害が全国的に増加する中、子どもたちを取り巻く薬物乱用は大きな社会問題になっているものと認識しているところでございます。

本市におきましても、年間数件の報告を受けているところでございます。

○笠井委員 旭川市においても、オーバードーズに関する報告が年間数件あるということであり、この問題、ちょっと大丈夫なのかなとすごく心配になったところでございます。重要な課題なのかなと。

で、私のほうでも、消防のほうに調査をいたしました。

で、10歳から19歳のオーバードーズに係る搬送数は、令和4年が8名、令和5年が6名、令和6年が4名、令和7年が18名となっております。

なお、この数字は、薬物を服用した経緯、オーバードーズをしようとして、この目的を持って服用したということまでは勘案できない、医師の診断において過量服薬、誤飲、急性中毒とされたものを計上したものでございます。

また、中には、10歳から19歳ということですので、高校生も含まれるという数字ではございますが、決して小さな数字ではないと、私は大変重く受け止めるべき状況だと考えております。こうした状況を踏まえると、学校における薬物乱用防止教育の役割はますます重要になっているのではないかと考えております。

そこで、市内中学校では薬物乱用防止教室を実施しているということではございますが、どのような講師がどのような内容で実施をしているのか、お示しください。

○中山学校教育委員会教育指導課主幹 講師につきましては、薬物等に関する専門知識を有する警察官や麻薬取締官、学校薬剤師、保健所職員等の外部の専門家のほか、薬物乱用防止の研修を受けた教員が担っております。

薬物乱用は、心身に様々な影響を与えて健康を損なわせるため、大麻使用や医薬品の目的外使用、オーバードーズなどについて、乱用の実態と併せて有害性と危険性を分かりやすく伝えながら、正しい理解促進に取り組んでいるところでございます。

○笠井委員 オーバードーズなど、乱用を分かりやすく伝えながら、正しい理解促進に取り組んでいるということで、結果がいつか見えてくるのではないかと考えております。

児童生徒が不安や悩みを抱えた際に早期に相談できる体制、これも重要だと考えております。

そこで、伺いたいします。

児童生徒の薬物乱用防止に向けて、学校や教育委員会としてどのような支援や相談体制、これを整えているのか、お聞かせください。

○工藤学校教育委員会教育指導課長 各学校では、保健所と連携しましたSOSの出し方に関する教育の出前講座をはじめ、警察や少年サポートセンターなど関係機関と連携いたしまして、薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施しております。また、児童生徒や保護者が様々な悩みを気軽に相談できるよう、関係機関の相談窓口を紹介いたしましたリーフレットを配付し、丁寧な対応に努めております。

○笠井委員 ただいま、学校における関係機関と連携した相談体制ということを理解いたしました。

一方で、薬物乱用やオーバードーズについては、日常生活の中での小さな変化に家庭が気づくと

いうことも、早期の対応につながる重要な視点であると考えております。そのため、児童生徒本人への教育だけではなく、保護者への情報提供や啓発も大切であると考えております。

薬物乱用やオーバードーズの防止に向けて、保護者への周知、また啓発をどのように行っているのか、お示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 各学校では、家庭において薬物乱用を防止するため、注意喚起の充実を図ることを狙いとした資料の配付や薬物乱用防止教室開催の案内を行うなどして、保護者への啓発を行っております。

○笠井委員 保護者への啓発を行っているということでございました。

ほかの自治体では、薬物乱用防止教室、保護者さんも一緒にどうぞという形で、児童生徒と一緒に学んだりとか、そういったのをやっているということです。また、警察のほうでもオンラインでやっているということで、PTAとか、そういったところでも取り組んでいるということでございました。

薬物乱用やオーバードーズの背景には、児童生徒が抱える不安や悩みなど、様々な要因があることも指摘をされております。また、薬物乱用については、大麻なのか、市販薬のオーバードーズなのかというところで、また傾向が変わってくるそうです。テンションを上げたいとか、パキリしたいとか、何ていうんでしょう、繁華街とか、そういったところでたむろしている方々は、非行少年、非行少女は、大麻が多いという傾向が出ております。そして、逆に、学校になかなか行きにくいとか、ちょっとなじめない、そして、悩みを抱えている子は、落ち込んで、気分を変えたい、死んでしまいたいということでオーバードーズという傾向があるようです。こうした状況の中で、子どもたちが発する小さなＳＯＳを、日常的に接している教職員が早期に受け止め、適切な支援につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、お伺いします。

児童生徒のＳＯＳを適切に受け止めるための研修など、取組についてどのように行っているのか、お示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 学校には、児童生徒からのＳＯＳを適切に受け止めるため、言葉にならないサインを見逃さず、子どもの心に寄り添う対応ですとか、教師一人で抱え込まずに、スクールカウンセラーや地域の専門職等と連携したチームとして対応することの重要性などを記載した教職員向けの研修資料を配付いたしまして、共通理解を図ることとしております。

○笠井委員 引き続き、教職員一人一人がＳＯＳを見逃さず、適切な支援につなげていく取組が進められるように期待をしております。

近年、そして、新たな薬物としてニュースなどで取り上げられていることが多いものとして、フェンタニルやエトミデートなどが話題となっております。

フェンタニルはゾンビタウンと言われていたり、エトミデートはゾンビたばこかっていうふうに呼ばれてはいるんですけども、どちらも医療用ではありますが、フェンタニルは、本来、がん患者の疼痛緩和や全身麻酔などに用いられる医療用の強力な鎮痛剤であります。海外では、違法に製造、流通したフェンタニルの乱用が深刻な社会問題となっております。昏睡や呼吸抑制を引き起こし、死に至る危険性もあることから、各国で強い警戒がなされております。また、報道では、日本が流通の経由地になっているのではないかなどとの指摘もあり、決して他国の問題ではないと感

じております。

一方で、学生が実際に入手のしやすさというところの観点では、医療機関で厳格に管理されているフェンタニルよりも、医療用途の薬物が別の形で乱用されるケースについても注意が必要であると考えます。例えば、エトミデートでは、こちらは国内未承認ではありますが、手術時に麻酔導入に使われる薬剤であります。海外では、電子たばこ型のデバイスに混入して吸入するなど、新たな形で乱用が問題となっております。

このように、薬物問題は、従来の覚醒剤や大麻だけではなく、医療用薬物を含めた新たな薬物の乱用という形で、非常に複雑化をしている現状にあります。こうした新たな薬物の流入や乱用のリスクを、早い段階から正しい知識を伝えるこの教育、注意喚起、これもまた重要であると考えます。

そこで、国や北海道では、薬物乱用防止に関する啓発資料や教材を作成しております。教育委員会として、これらの教材や資料をどのように活用し、児童生徒へ薬物乱用防止教室を進めているのか、現状の取組についてお聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 文部科学省が作成いたしました薬物乱用防止教育のスライド資料集をはじめ、日本学校保健会の喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料、厚生労働省の薬物乱用防止読本などの関係資料を参考にいたしまして、薬物乱用防止教育の一層の充実に努めるよう学校に通知をしてございます。

○笠井委員 学校へ通知しているということで、私がお聞きしたのは、具体的な活用の部分ということでございました。まだ課題があるように感じております。せっかく作成されている教材や資料でありますので、学校保健とも連携をしながら、児童生徒の理解をより深めることができるよう、具体的な活用方法についても、今後検討していただきたいことをお願い申し上げます。

この項目の最後に、オーバードーズを含む薬物乱用を未然に防ぐためには、今後どのように取り組んでいくのでしょうか、伺いをいたします。

○坂本学校教育部長 いわゆるオーバードーズを含む薬物乱用についてであります、その危険性や有害性を、児童生徒に対し、正しく理解させることがまず必要だと思います。様々な心理状態や人間関係、最近では、SNSを利用して誤った情報に触れるなどして乱用が助長される場合もありますので、適切な対応力を身につけさせることが不可欠であると思います。

このため、各学校においては、関係機関と連携した未然防止教育を行い、正しい理解の促進と相談窓口の周知を図りながら、SOSを出しにくい児童生徒の小さな変化を見逃さず、早期発見と心のケアに当たる体制づくりを進めているところであります。引き続き、指導の工夫と教育内容の充実と併せて、難しい部分もありますが、家庭、保護者への啓発、連携を強化しながら、薬物乱用の防止に向けた取組を進めてまいります。

○笠井委員 部長から御答弁をいただきまして、今後の取組について理解をいたしました。

学校現場において、様々な取組があるかと思います。そして、さらに、非行防止教室ではとても幅広い内容を教育していかなければならないということで、本当に学校だけで対応できるものではなく、やはり、これは家庭環境と生活環境というところにも大きく影響される課題ではあると感じております。

特に、長期休業期間など、いわゆる初発型非行、夜遊びとか、そういった傾向も指摘されてお

り、学校と家庭、そして、関係機関が連携をしながら子どもたちを見守っていくことが何より重要であると考えます。今後も、児童生徒が安心して成長できる環境づくりに向けて、取組の一層の充実をお願い申し上げ、この項目は終わります。

最後の項目になります。

ちょっと、オーバードーズで、何か暗い雰囲気になってしまいましたけれども、ちょっと明るくいきたいと思います。

昨年の予算等審査特別委員会において取り上げたジオパーク構想について、今年度も様々な活動が積極的に実施されていると伺っているところであります。日本ジオパークの認定に向けては、今後の取組が大変重要になってくると考えております。次年度に向けて、どのような体制で事業を展開しながら認定を目指していくのか、構想計画の段階からさらに一步踏み込み、ビヨンドなるか、認定に向けて具体的な取組についてお伺いをしてまいります。

ジオパークは、地域の地形や地質など、長い年月をかけて形成された大地の成り立ちを学び、その価値や魅力を地域内外に発信していく取組であり、全世代で自分たちの住む旭川の自然や歴史を学ぶことで、郷土への理解や愛着を育む教育的意義も大きいものと認識をしております。

10款5項1目のジオパーク構想推進費の概要、令和8年度予算及びその内訳について、まずお示しください。

○前川社会教育部社会教育課主幹 10款5項1目、ジオパーク構想推進費の概要につきましては、本市及び周辺地域におけるジオパーク構想を推進するため、推進体制の整備及び普及事業を行うものでございます。

令和8年度の予算につきましては、ジオパーク専門員の任用に係る費用883万6千円のほか、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会への負担金700万円の合計1千583万6千円を計上しております。

○笠井委員 本年4月から採用されている専門員、三笠ジオで実績を持つサザーランド・アレクサンダー・ロックランさん、愛称ザンさんは、ジオパーク専門員としてどのような活動をされたのでしょうか。

また、次年度の体制についても、どのような体制になるのか、お示しください。

○前川社会教育部社会教育課主幹 現在任用しておりますカナダ出身のジオパーク専門員は、ジオツアーや各種講座における本構想の解説をはじめ、神居古潭でのガイド業務などを行っております。さらに、本地域の魅力的な写真をInstagramに掲載し、英語でも情報発信をするなど、幅広く活動しているところでございます。

また、次年度におきましては、本ジオパーク構想の推進体制を強化するため、地域おこし協力隊制度を活用して、新たにジオパーク専門員1名を採用し、2名体制となる予定でございます。

○笠井委員 ジオパーク専門員であるザンさんが、これまでの三笠ジオパークでの経験を生かしながら、ジオツアーや講座での解説、ガイド業務など、本地域の魅力発信に幅広く取り組まれているということを理解いたしました。

今年度は、専門員が1名で、ワンオペだったのではないのでしょうか。新たに専門員を採用し、2名体制となるということであり、体制強化に向けた前向きな取組であると安心いたしました。

ジオの事業は、貴重な地質、地形など、自然を学ぶ教育的要素はもとより、地域の特産品の発

信、体験型の観光など、旭川の理解を深めるものと考えておりますが、今年度はどのような事業を行ってきたのか、お示してください。

○前川社会教育部社会教育課主幹 今年度の事業につきましては、小中学生を対象に、東川町で大雪山の成り立ちを学ぶ連続講座や、上川町では、ラフティングを通して川から地質、地形を学ぶツアーを昨年度に引き続き実施いたしました。また、新たな取組としましては、旭岳をフィールドとし、スノーシューによる雪原散策や、雪遊びを通じて大雪山の地形、自然を体感的に理解していただく「旭岳で尻滑り！！」ツアーを実施したほか、本市東旭川町の特産品であります雪の下ニンジン収穫体験、この雪の下ニンジンをはじめ、構想エリアの食材を使ったピザづくりを行うジオキッチンを東神楽町で開催しております。

いずれの事業も多くの方々に御参加いただいております、こうした取組を通じて、本構想エリアの地形、地質、自然、文化、特産品を学ぶなど、地域を楽しみ、理解する活動を積み重ねているところでございます。

○笠井委員 ただいま答弁のありました今年度のジオパークの活動成果についてどのように評価をしているのか、参加された方からのお声などがあればお聞かせください。

○松野郷社会教育部次長 それぞれの事業の実施後には、参加者からアンケートに答えていただいております、事業内容に好意的な回答が多い結果となっております。

また、アンケートの自由意見で寄せられた主な内容としましては、例えば、大学の先生から、直接、山の成り立ちを現場で聞いたのが非常に良かったです、ガイドさんの説明でジオパークのことがよく分かり、興味が湧いた、大雪山が身近な存在になり、もっと大切にしたいと思った、地域の食材の魅力を新たに発見できたなどとともに、多くの方々からまた参加したいとの声もいただいております。

こうした参加者の感想などから、事業を通じ、地域の地形、地質や自然を学ぶのみならず、地域の特徴を生かしたアクティビティーや地元の食材についても知っていただいたことで、地域への愛着や交流人口の増加など、地域の活性化に一定の効果があったものと認識しております。

○笠井委員 様々な活動を行っているということが分かり、参加者からも好意的な意見が寄せられているということでございました。大変意義のある取組だと感じております。

また、こうしたイベントやジオツーリズムの取組を通じて、旭川の自然や文化の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化にもつながる可能性があるのではないかと考えております。

昨年の委員会において、今後の取組として、ジオツアーの受入れ体制の整備やDMOなどとの連携、これについて検討をしていくという御答弁がありました。その後の取組状況についてお伺いいたします。

○前川社会教育部社会教育課主幹 ジオツアーの受入れ体制の整備やDMO等との連携についてでございます。

ジオツアーの開催に当たっては、これまで本地域で活躍し、ジオパークの理念に賛同するガイドや専門家と連携して実施しております。今年度につきましては、ジオパーク活動を応援していただく方々を対象としたジオサポーター講座や、旭川観光ボランティア協議会に所属し、活躍しているボランティアガイドを対象とした神居古潭ジオガイド養成講座を開催いたしました。これにより、今後のジオツアー拡充に向けたガイド人材の育成、受入れ体制の整備を進めており、今後も継続し

て取り組んでまいりたいと考えております。

また、ジオツアーの実施に当たっては、本協議会の構成員であり、旅行業の資格を有する一般社団法人大雪カムイミンタラDMOと連携し、先ほど答弁いたしました「旭岳で尻滑り！！」やジオキッチンといった新たなジオツアーの開発や実施に取り組んでいるところでございます。次年度におきましても、協議会事務局として、DMOをはじめとする構成員としっかり連携し、ジオツアーの内容充実を図ってまいりたいと考えております。

○笠井委員 ジオサポーター講座や神居古潭ジオガイド養成講座などを通じてガイドの人材育成や受入れ体制の整備が進められていること、そして、カムイミンタラDMOと連携をしながらジオツアーの充実に取り組まれているということでした。

一方で、現在実施されているイベント、ツアーは、ジオパークに関心を持っている人でなければ参加のきっかけが生まれにくい側面もあるのではないかと感じております。ジオパークを地域全体に広げていくためには、子どもの頃から、地域の大地や自然の成り立ちを学ぶ機会をつくることも重要であると考えます。

本市の学校教育基本計画の理念においても、「雄大な大雪山連峰に抱かれ、石狩川と多くの支流が合流する自然豊かな旭川の歴史の中で培われた伝統、文化、産業への理解を深め、このまちに暮らす多様な人々との様々な形での交流を通じて、生まれ育ったふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、力強く未来へとばたく子どもを育成します」と掲げられております。これを見たときに、ジオじゃんって思ったんですね。

こうした観点からも、学校教育の中でジオパークの視点を取り入れていくことは大変意義のある取組だと考えますが、小中学校や高校と連携したジオパークの取組についてどのように進めているのか、伺いいたします。

○前川社会教育部社会教育課主幹 本年2月22日の大雪山カムイミンタラジオ・フェスティバルでは、化石のレプリカ作成やアイヌ文化に関する出展など、市内の3つの高校に参加いただいたほか、昨年10月には、大雪山の自然環境を学ぶ講座を旭川西高校と現地で実施するなど、ジオパーク構想の活動を高校と連携して行っているところでございます。

一方で、小学校や中学校との連携については進んでいない面もあることから、ジオパーク構想の理解を深めるため、先生向けの資料を作成し、これを周知しながら、例えば、総合的な学習の時間でジオパーク構想を取り上げていただけるような取組を検討してまいります。

○笠井委員 ジオ・フェスティバルは高校生の参加があったということで、あと、講座にも高校生との取組があると。一方で、小学校、中学校との連携については、やはりまだ十分に進んでいないという面があるということでした。学校教育の中でジオパーク構想の理解を広げていこうとされている点は、重要であると感じております。こうした活動を積み重ねながら地域の理解を深めていくことが、ジオパーク構想の推進にとっても大切であると考えます。

そこで、次に、これまでの取組を踏まえ、日本ジオパーク認定に向けた現在の状況について伺いをいたします。

○松野郷社会教育部次長 日本ジオパーク認定についてのお尋ねでございます。

協議会の事務局といたしましては、次年度の認定申請に向け、現在、申請書類の作成など、所要の準備を鋭意進めているところでございます。今後、4月に開催する協議会の定期総会で、認定申

請について諮る予定でございます。

○笠井委員 4月に開催する協議会の定期総会で認定申請について諮る予定ということで、申請した場合、その後のスケジュールはどうなるのでしょうか、お伺いします。

○松野郷社会教育部次長 協議会の総会で認定申請について了承された場合、日本ジオパーク委員会のホームページによるスケジュールを見ますと、4月下旬に申請書を提出し、書類審査が開始され、続いて、5月下旬頃に千葉市幕張にてプレゼンテーションを行い、1次審査を受けます。この審査を通過しますと、6月から8月の間に日本ジオパーク委員会の審査員による現地調査が実施され、9月以降に日本ジオパーク委員会から新規認定地域の決定が通知されるスケジュールとなっております。

○笠井委員 ジオパーク認定に向けた今後の審査の流れについて理解いたしました。4月の申請提出から始まり、プレゼンテーション、さらには現地調査など、段階的に審査が行われるということであり、認定に向けて、大変重要な時期を迎えているものと認識をしております。

私としても、日本ジオパークに認定されることを心から期待しているところでありますが、事務局として、認定の見込みについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○松野郷社会教育部次長 日本ジオパークの認定の見込みについてでございますが、認定申請に向け、認定に必要な事項の客観的な目安となる自己評価表というものがございまして、5割以上の点数が取れていることが申請の目安とされております。現時点の自己評価で点数が7割近くに達していることから、認定に向けて一定の環境が整ったと考えております。

引き続き、協議会の学識顧問や構成員、オブザーバーからの御意見をいただきながら、申請書類の完成度を高め、自己評価の精度を上げ、日本ジオパーク委員会の書類審査、現地調査にしっかり対応してまいりたいと考えております。

○笠井委員 自己評価において7割近くの点数に達しているということで、一定の環境が整ってきているということでございました。

今後は、申請書の完成度を高めるとともに、書類審査や現地調査に向けて準備を進めていかれるということで、ぜひ、現地調査で魅力をしっかりと伝えられたらと思っております。

続いて、次に、日本ジオパーク委員会から認定を受けた場合、本市をはじめ、この地域が享受できるメリットについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○松野郷社会教育部次長 メリットにつきまして、まず一つは、地域のブランド化と観光振興でございます。日本ジオパークの認定により、国内外に向けた強力な発信力を獲得できるとともに、地球科学的な価値を背景としたジオツーリズムを展開することで、滞在型観光の促進、地域産品の付加価値向上、そして、交流人口の拡大が期待されているところでございます。

もう一つは、教育資源と郷土愛の醸成でございます。本構想エリアの地質や地形、生態系などがどのように形成され、これがアイヌ文化や近・現代の歴史にどのような影響を与えたかを学び、これらを守ることは、子どもたちをはじめ、多くの方々の郷土愛を育む契機になると考えております。

○笠井委員 様々な享受ができるということで、理解いたしました。

最後に、日本ジオパークの認定をはじめ、今後のジオパーク構想の考え方、これについてお伺いをいたします。

○田村社会教育部長 私は、本ジオパーク構想は昨年の4月から担当しておりますが、このジオパーク構想もかなり長い年数がたっておりまして、非常に、これまで関わってこられた人々によりまして、本当にこつこつとした地道な活動、これによりまして、最近、ようやくその芽が出てきた、そういうふうにいるところでございます。

今後といたしましては、本構想地域には、大雪山、それから上川盆地、神居古潭に至る大地ですとか生態系の成り立ち、こういったものとともに、人々の生活や文化と自然、こういったものが織りなすストーリーがございまして、また、1市7町の自治体をはじめ、高校、大学、また、様々な関係機関・団体、そして、様々な分野で活躍する多くの人材など、豊かな地域資源に恵まれておりまして、こうした地域資源、そういったものの魅力発信と活用を図りながら、ストーリーに沿った観光ルートですとか、付加価値の高い商品の開発、また、そのための環境整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在、日本ジオパークの認定申請に向けた準備を進めておりますけれども、引き続き、本構想で掲げております、つながる地域で価値を高めるとの基本理念に基づきまして、協議会全体が一丸となって認定を目指してまいりたいと思っております。

○笠井委員 認定を目指してというところで、ぜひとも期待をしておりますし、地域が持つ大地や成り立ちや、この自然、生態系、そして、旭川、1市7町の人々の暮らし、文化が織りなすこのストーリーを生かしながら連携をしてジオパーク構想を進めていっていただきたいと考えております。

このたび、日本ジオパークにもし認定をされれば、北海道内では、三笠ジオパークや十勝岳、白滝など、連携した広域のジオツーリズムということもできるのではないかと非常に期待をしております。そして、さらに、その先には、ユネスコ世界ジオパークへの挑戦という将来の展望も見えてくると考えております。ぜひ、今後も、旭川市をはじめ、1市7町が一体となり、地域の魅力や価値を、さらにビヨンドで取組を推進していただくことを期待し、私からの全ての質疑を終わります。

○塩尻委員長 少し時間のほうが早いんですけども、また、次の項目が1項目で長時間ということですので、少し早いですが、終わることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時26分